

第577回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和8年9月16日（水）

午前10時から

場所 茨城県土浦合同庁舎 本庁舎

第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

- (1) 雑魚さし網漁業に係る制限措置及び許可等を申請すべき期間について【諮問】
- (2) うなぎ筒漁業について【委員会指示】
- (3) トロール漁の漁模様について【報告】
- (4) テナガエビの資源状況について【報告】
- (5) 茨城県海面利用協議会の結果について【報告】
- (6) 全漁調連の要望結果について【報告】
- (7) その他

7 閉 会

霞水諮問第 4 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号）第 11 条第 1 項の規定により、さし網漁業のうち雑魚さし網漁業（掛網漁業）に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を別記のとおり定めたいので、同法第 42 条第 3 項に基づき、同規則第 11 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 武士 和良



(別記)

令和 8 年 12 月 31 日をもって許可の有効期間が満了するさし網漁業のうち雑魚さし網漁業（掛網漁業）の許可の更新を行うため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号）第 11 条第 1 項の規定により、別紙のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するものである。

(別紙)

許可の更新に伴う「さし網漁業のうち雑魚さし網漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項に掲げる漁業につき、規則第 11 条第 1 項の規定により、その許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数その他の制限措置及び許可等を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置

- (1) 漁業種類
雑魚さし網漁業(掛網漁業)

- (2) 許可等をすべき漁業者の数
下表のとおり

- (3) 操業区域
下表のとおり

- (4) 漁業時期
1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (5) 漁業を営む者の資格
操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき漁業者の数
霞ヶ浦	63 人
北浦及び外浪逆浦	73 人

2 許可等を申請すべき期間

令和 8 年 10 月 13 日から令和 8 年 11 月 16 日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可等に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

さし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号の規定によるさし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可についての適格性)

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

雑魚さし網漁業(掛網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 霞ヶ浦

イ 北浦及び外浪逆浦

(4) 漁業時期

1月1日から12月31日までとする。

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(継続許可)

第4 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第6 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(資源管理の状況等の報告)

第7 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

付 則

この方針は、令和 8 年 4 月 21 日から施行する。ただし、この方針の施行前に受けた当該漁業の許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、従前の方針がなおその効力を有する。

茨城県霞ヶ浦北浦海区における知事許可漁業の許可の基準

(趣旨)

第 1 条

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 5 項及び茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号。以下「規則」という。）第 11 条第 5 項並びに同規則同条第 7 項に規定する許可の基準については、この基準の定めるところによる。

(許可の基準)

第 2 条 漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等又は漁業者の数が、法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項の規定により公示した許可等をすべき船舶等又は漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って、許可等をする者を定めるものとする。

(1) 次のいずれにも該当する者が申請した場合

ア 許可等を受けた者が、その許可等の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合（船舶ごとに許可する漁業にあたっては、許可を受けた船舶と同一の船舶又はその代船により申請した場合）

イ 許可等を受けた者であって、その許可等の有効期間中、操業の実績がある者（やむを得ない理由により休業していた場合や、対象資源の状況等により操業しなかった場合はその限りではない）

(2) 許可を受けた者の従事者が、新たに自己の名において申請した場合

(3) 1 年に 90 日以上茨城県霞ヶ浦北浦海区において漁業を営む者が申請した場合

(4) 茨城県霞ヶ浦北浦海区において漁業を営む者が申請した場合

(5) 第 1 号から第 4 号のいずれにも該当しない場合

2 前項の規定により許可等をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

付則

この基準は、令和 8 年 4 月 21 日から施行する。

【法令抜粋】

<漁業法>

(新規の許可又は起業の認可)

第四十二条 農林水産大臣は、許可（第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 (省略)

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

(知事許可漁業の許可への準用)

第五十八条 第三十七条から第四十条まで、第四十一条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第四十二条（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、（中略）第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条並びに第五十六条の規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、（中略）第四十二条第一項中（中略）「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第四十七条及び第五十一条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と（中略）読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則>

(知事による漁業の許可)

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第4号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

(1) 小型まき網漁業総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業

(2) 機船船びき網漁業機船船びき網により行う漁業

(3) さし網漁業さし網により行う漁業

(4) 建網漁業建網により行う漁業

(5) つけ漁業つけにより行う漁業

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに前項第1号及び第

2号に掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下この章において同じ。)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

指 示 (案)

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示第 号

霞ヶ浦北浦海区におけるうなぎの採捕を目的とするうなぎ筒漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 8 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 鈴 木 幸 雄

（定義）

- 1 この指示において、うなぎ筒漁業とは、うなぎ筒（縄を結着させた筒状の物全般）を用いて、うなぎ等を採捕する漁業をいう。

（操業の承認）

- 2 霞ヶ浦北浦海区において、うなぎ筒漁業（以下「本漁業」という。）を操業しようとする者は、令和 8 年 12 月 31 日までに別に定める取扱要領により霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は教育実習のために行う場合であつて、委員会が適当と認めた場合は、この限りでない。

（承認対象者）

- 3 承認の対象となる者は、委員会が特に認めた者とする。

（承認数）

- 4 承認数は次の各号を上限とする。

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 霞ヶ浦で操業する者 | 1 2 7 人 |
| (2) 北浦及び外浪逆浦で操業する者 | 6 8 人 |

（操業区域）

- 5 霞ヶ浦又は北浦及び外浪逆浦

（操業期間）

- 6 本漁業の操業期間は、1 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（制限又は条件）

- 7 本漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

- (1) 操業禁止区域

操業禁止区域については、次のとおりとする。

ア．霞ヶ浦

別に定める区域（承認を受けた者が帰属する地先漁場）を除く第２種共同漁業権漁場。ただし、隣接する漁業協同組合間又は漁業協同組合内の隣接する支部間について当該漁業協同組合の了解が得られている場合はこの限りでない。

イ．北浦及び外浪逆浦

別に定める区域（承認を受けた者が帰属する地先漁場）を除く第２種共同漁業権漁場

(2) うなぎ筒の設置上限数

使用するうなぎ筒の数量については、次のとおりとする。

ア．霞ヶ浦 1,300 束以内（１束で用いるうなぎ筒の本数は３本以内）

イ．北浦及び外浪逆浦 500 束以内（１束で用いるうなぎ筒の本数は３本以内）

(3) うなぎ筒の設置の禁止

うなぎ筒の設置については、次のとおりとする。

ア．霞ヶ浦

(ア) 他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。

(イ) 養殖施設の周囲 100 メートル以内又は他者の漁具若しくは陸上の構造物等に管理者又は所有者の断りなく漁具を設置してはならない。

イ．北浦及び外浪逆浦

(ア) 他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。

(イ) 養殖施設又は他者の漁具若しくは陸上の構造物等に管理者又は所有者の断りなく漁具を設置してはならない。

(4) 承認番号の表示

本漁業の操業に際しては、漁具の端のボンデン又はウキ等に承認番号を表示しなければならない。

(5) 承認証の携帯

本漁業の操業に際しては、当該承認証を携帯しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

8 本漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績を委員会に報告しなければならない。

(承認の取り消し)

9 この指示に違反したと認められる場合又は実績報告がない場合若しくは実績報告に虚偽の記載が認められた場合には、承認の取り消し又は次回以降の承認をしない措置をとることがある。

(指示の有効期間)

10 この指示の有効期間は、令和 9 年 1 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(取扱の細目)

11 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、別に定める取扱要領による。

うなぎ筒漁業委員会指示取扱要領(案)

令和8年 月 日付け霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示第 号によるうなぎ筒漁業の委員会指示に基づく承認に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(承認の優先順位)

第1 承認の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請日時時点で霞ヶ浦北浦海区において委員会からうなぎ筒漁業の承認を受けている者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者で、申請日前3年間に霞ヶ浦北浦海区において漁業協同組合からうなぎ筒漁業(自由漁業)の承認を受けていた者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者で、所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、承認をする者を定める。

(申請書の提出)

第2 うなぎ筒漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、うなぎ筒漁業操業承認申請書(別記様式第1号)と適格性等に関する誓約書(別記様式第2号)を委員会に提出しなければならない(ただし、適格性等に関する誓約書は、委員会に提出済みの者については省略することができる。)。なお、その者が漁業協同組合に所属している場合には、当該組合はうなぎ筒漁業操業承認申請書を一括取りまとめのうえ、うなぎ筒漁業操業承認申請総括表(別記様式第3号)と副申書を添えて委員会に提出しなければならない。

うなぎ筒漁業操業承認申請書の受理期間は、令和8年11月30日までとする。

(承認証の交付)

第3 委員会が承認したときは、うなぎ筒漁業操業承認証(別記様式第4号)を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

第4 うなぎ筒漁業操業承認証の記載事項(氏名を除く)に変更を生じたときは、遅滞なくうなぎ筒漁業操業承認証書換交付申請書(別記様式第5号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

第5 うなぎ筒漁業操業承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なくうなぎ筒漁業操業承認証再交付申請書(別記様式第6号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(操業区域における霞ヶ浦と北浦及び外浪逆浦の境界)

第6 霞ヶ浦は潮来市上戸地先以西、北浦及び外浪逆浦は潮来市潮来地先以東とする。

(帰属する地先漁場)

第7 委員会指示第7の(1)の別に定める区域(承認を受けた者が帰属する地先漁場)は、別表で定め

る区域のいずれかとする。

(承認番号の表示)

第8 委員会指示第7の(4)に規定する承認番号の様式は、別記様式第7号とする。

(漁獲実績報告書)

第9 委員会指示第8に規定する漁獲実績報告書の様式は、別記様式第8号とする。なお、その者が漁業協同組合に所属している場合には、当該組合は一括取りまとめのうえ翌年の2月末日までに委員会に提出しなければならない。

様式第1号

うなぎ筒漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

委員会指示に基づくうなぎ筒漁業の承認を受けたいので、申請いたします。

なお、申請に際しては、漁獲実績報告書の内容について水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、茨城県の機関及びその他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。））に提供することに同意します。

記

1 操業区域

ア. 水域（いずれかに○をつけること。）

霞ヶ浦 / 北浦及び外浪逆浦

イ. 帰属する地先漁場（括弧内に自身が帰属する第2種共同漁業権漁場の番号を記載すること。）

霞北共第（ ）号

2 うなぎ筒漁業承認の有無（いずれかに○をつけること。）

- ・ 有（現在霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会から承認を受けている）
- ・ 無（申請日前過去3年間に漁業協同組合からうなぎ筒漁業（自由漁業）の承認を受けていた）
- ・ 無

様式第2号

適 格 性 等 に 関 す る 誓 約 書

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

私は、うなぎ筒漁業の操業承認申請を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 2 私は、暴力団員等がその事業活動を支配する者ではありません。
- 3 私は、制限又は条件を遵守し、操業終了後は、遅滞なく漁獲実績報告書を委員会に報告します。
- 4 私は、廃業に際しては、自身の漁具を水域に放置せず、責任をもって回収します。

様式第3号

うなぎ筒漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整理 番号	申請者		うなぎ筒漁業承認の有無 (○印をつけること)	
	住所	氏名	現在の承認 (委員会承認)	申請日前 過去3年間の承認 (組合承認)

様式第4号

霞北調第〇〇〇号

う な ぎ 筒 漁 業 操 業 承 認 証

住 所

氏 名

操 業 区 域

霞ヶ浦／北浦及び外浪逆浦

承認有効期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

制限又は条件

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

会 長

様式4号裏面

作業区域（地先漁場）



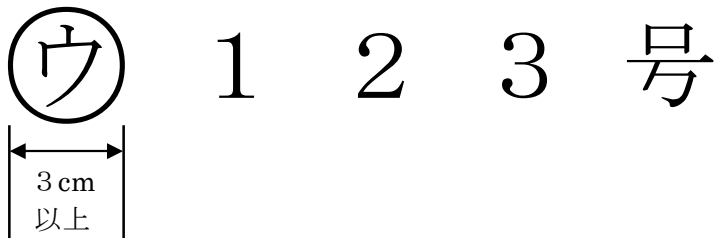
承認番号の表示

㊦〇〇〇号

備考 各文字及び数字（承認番号）は次により明瞭に表示すること。

- 1 文字及び数字の大きさは3センチメートル以上とすること。
- 2 〇〇〇の部分には、承認番号を表示すること。

<表示例>



令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名

うなぎ簡漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に、下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請いたします。

記

1 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

うなぎ筒漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 亡失（き損）の理由

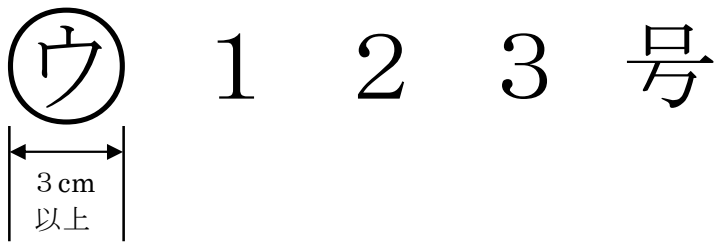
様式第7号
承認番号の表示

㊦〇〇〇号

備考 各文字及び数字（承認番号）は次により明瞭に表示すること。

- 1 文字及び数字の大きさは3センチメートル以上とすること。
- 2 〇〇〇の部分には、承認番号を表示すること。

<表示例>



令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名

うなぎ筒漁業漁獲実績報告書

操 業 状 況

うなぎ筒の総設置束数： 束（1束あたり 本）

水 揚 日	水揚げした筒の数量 (束 数)	う な ぎ 尾 数	う な ぎ 重 量	備 考
月 日	束	尾	kg	

1 月～ 1 2 月計				

注 霞ヶ浦北浦海区における操業について、1月分から12月分までの日別に集計した合計数を記載すること。

販売したもの以外（自家消費等）についても記載すること。

別表

区域（地先漁場）
霞北共第 1 号及び第 2 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 3 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 4 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 5 号及び第 6 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 7 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 8 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 9 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 10 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 11 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 12 号及び第 18 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 13 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 14 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 15 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 16 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 17 号 第 2 種共同漁業権漁場

うなぎ筒漁業霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示 新旧対照表

令和 9 年承認分（案）	現行
1（略） （操業の承認） 2 霞ヶ浦北浦海区において、うなぎ筒漁業（以下「本漁業」という。）を操業しようとする者は、<u>令和 8 年 12 月 31 日</u>までに別に定める取扱要領により霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は教育実習のために行う場合であって、委員会が適当と認めた場合は、この限りでない。 3（略） （承認数） 4 承認数は次の各号を上限とする。 (1) 霞ヶ浦で操業する者 <u>1 2 7 人</u> (2) 北浦及び外浪逆浦で操業する者 <u>6 8 人</u> 5（略） （操業期間） 6 本漁業の操業期間は、<u>1 月 1 日から翌年 3 月 31 日</u>までとする。 （制限又は条件） 7 本漁業の制限又は条件は次のとおりとする。 (1) 操業禁止区域 操業禁止区域については、次のとおりとする。 ア. 霞ヶ浦	1（略） （操業の承認） 2 霞ヶ浦北浦海区において、うなぎ筒漁業（以下「本漁業」という。）を操業しようとする者は、<u>令和 7 年 2 月末日</u>までに別に定める取扱要領により霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は教育実習のために行う場合であって、委員会が適当と認めた場合は、この限りでない。 3（略） （承認数） 4 承認数は次の各号を上限とする。 (1) 霞ヶ浦で操業する者 <u>1 4 9 人</u> (2) 北浦及び外浪逆浦で操業する者 <u>7 5 人</u> 5（略） （操業期間） 6 本漁業の操業期間は、<u>4 月 1 日から 12 月 31 日</u>までとする。 （制限又は条件） 7 本漁業の制限又は条件は次のとおりとする。 (1) 操業禁止区域 操業禁止区域については、次のとおりとする。 ア. 霞ヶ浦

別に定める区域（承認を受けた者が帰属する地先漁場）を除く第2種共同漁業権漁場。<u>ただし、隣接する漁業協同組合間又は漁業協同組合内の隣接する支部間について当該漁業協同組合の了解が得られている場合はこの限りでない。</u> イ．北浦及び外浪逆浦 別に定める区域（承認を受けた者が帰属する地先漁場）を除く第2種共同漁業権漁場 (2) (略) (3) うなぎ筒の設置の禁止 うなぎ筒の設置については、次のとおりとする。 ア．霞ヶ浦 (ア) 他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。 (イ) <u>養殖施設の周囲 100 メートル以内</u>又は他者の漁具若しくは陸上の構造物等に管理者又は所有者の断りなく漁具を設置してはならない。 イ．北浦及び外浪逆浦 (ア) 他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。 (イ) 養殖施設又は他者の漁具若しくは陸上の構造物等に管理者又は所有者の断りなく漁具を設置してはならない。 (4)～(5) (略) 8～9 (略) (指示の有効期間) 10 この指示の有効期間は、<u>令和9年1月1日から令和10年3月31日まで</u>とする。 11 (略)	別に定める区域（承認を受けた者が帰属する地先漁場）を除く第2種共同漁業権漁場。<u>ただし、第2種共同漁業権を有する漁業協同組合の了解が得られている場合はこの限りでない。</u> イ．北浦及び外浪逆浦 別に定める区域（承認を受けた者が帰属する地先漁場）を除く第2種共同漁業権漁場 (2) (略) (3) うなぎ筒の設置の禁止 うなぎ筒の設置については、次のとおりとする。 ア．霞ヶ浦 (ア) 他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。 (イ) <u>養殖施設の周囲 50 メートル以内</u>又は他者の漁具若しくは陸上の構造物等に管理者又は所有者の断りなく漁具を設置してはならない。 イ．北浦及び外浪逆浦 (ア) 他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。 (イ) 養殖施設又は他者の漁具若しくは陸上の構造物等に管理者又は所有者の断りなく漁具を設置してはならない。 (4)～(5) (略) 8～9 (略) (指示の有効期間) 10 この指示の有効期間は、<u>令和8年4月1日から12月31日まで</u>とする。 11 (略)
---	--

うなぎ筒漁業委員会指示取扱要領 新旧対照表

令和 9 年承認分（案）	現行
（承認の優先順位） 第 1 承認の優先順位は、次の順序による。 （1）申請日時点で霞ヶ浦北浦海区において<u>委員会からうなぎ筒漁業の承認を受けている者</u> （2）前号に掲げる者以外の者で、申請日前 3 年間に霞ヶ浦北浦海区において漁業協同組合からうなぎ筒漁業（自由漁業）の承認を受けていた者 （3）前 2 号に掲げる者以外の者で、所属する漁業協同組合長の推薦を有する者 （4）前 3 号に掲げる者以外の者 2 前項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、承認をする者を定める。 （申請書の提出） 第 2 うなぎ筒漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、うなぎ筒漁業操業承認申請書（別記様式第 1 号）と適格性等に関する誓約書（別記様式第 2 号）を委員会に提出しなければならない（<u>ただし、適格性等に関する誓約書は、委員会に提出済みの者については省略することができる。</u>）。なお、その者が漁業協同組合に所属している場合には、当該組合はうなぎ筒漁業操業承認申請書を一括取りまとめのうえ、うなぎ筒漁業操業承認申請総括表（別記様式第 3 号）と副申書を添えて委員会に提出しなければならない。 うなぎ筒漁業操業承認申請書の受理期間は、<u>令和 8 年 11 月 30 日</u>までとする。 第 3～第 8（略） （漁獲実績報告書） 第 9 委員会指示第 8 に規定する漁獲実績報告書の様式は、別記様式第 8 号とする。 なお、その者が漁業協同組合に所属している場合には、当該組合は一括取りまとめのうえ<u>翌年の 2 月末日までに委員会に提出</u>しなければならない。	（承認の優先順位） 第 1 承認の優先順位は、次の順序による。 （1）申請日時点で霞ヶ浦北浦海区において<u>漁業協同組合からうなぎ筒漁業（自由漁業）の承認を受けている者</u> （2）前号に掲げる者以外の者で、申請日前 3 年間に霞ヶ浦北浦海区において漁業協同組合からうなぎ筒漁業（自由漁業）の承認を受けていた者 （3）前 2 号に掲げる者以外の者で、所属する漁業協同組合長の推薦を有する者 （4）前 3 号に掲げる者以外の者 2 前項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、承認をする者を定める。 （申請書の提出） 第 2 うなぎ筒漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、うなぎ筒漁業操業承認申請書（別記様式第 1 号）と適格性等に関する誓約書（別記様式第 2 号）を委員会に提出しなければならない。なお、その者が漁業協同組合に所属している場合には、当該組合はうなぎ筒漁業操業承認申請書を一括取りまとめのうえ、うなぎ筒漁業操業承認申請総括表（別記様式第 3 号）と副申書を添えて委員会に提出しなければならない。 うなぎ筒漁業操業承認申請書の受理期間は、<u>令和 8 年 1 月 31 日</u>までとする。 第 3～第 8（略） （漁獲実績報告書） 第 9 委員会指示第 8 に規定する漁獲実績報告書の様式は、別記様式第 8 号とする。 なお、その者が漁業協同組合に所属している場合には、当該組合は一括取りまとめのうえ<u>委員会へ翌年の 3 月 31 日までに提出</u>しなければならない。

うなぎ筒漁業霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示 新旧対照表

令和 9 年承認分（案）	現行
様式第 1 号 うなぎ筒漁業操業承認申請書 令和 年 月 日 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿 申請者の住所 氏名 委員会指示に基づくうなぎ筒漁業の承認を受けたいので、申請いたします。 なお、申請に際しては、<u>漁獲実績報告書の内容について水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、茨城県の機関及びその他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）に提供することに同意します。</u> 記 1 操業区域 ア. 水域（いずれかに○をつけること。） 霞ヶ浦 / 北浦及び外浪逆浦 イ. 帰属する地先漁場（括弧内に自身が帰属する第2種共同漁業権漁場の番号を記載すること。） 霞北共第（ ）号	様式第 1 号 うなぎ筒漁業操業承認申請書 令和 年 月 日 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿 申請者の住所 氏名 委員会指示に基づくうなぎ筒漁業の承認を受けたいので、申請いたします。 記 1 操業区域 ア. 水域（いずれかに○をつけること。） 霞ヶ浦 / 北浦及び外浪逆浦 イ. 帰属する地先漁場（括弧内に自身が帰属する第2種共同漁業権漁場の番号を記載すること。） 霞北共第（ ）号

2 うなぎ筒漁業承認の有無 (いずれかに○をつけること。)

- ・ 有（現在霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会から承認を受けている）
- ・ 無（申請日前過去３年間に漁業協同組合からうなぎ筒漁業（自由漁業）の承認を受けていた）
- ・ 無

様式第2号 (略)

様式第3号

うなぎ筒漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整理 番号	申請者		うなぎ簡漁業承認の有無 (○印をつけること)	
			現在の承認 (委員会承認)	申請日前 過去３年間の承認 (組合承認)
	住所	氏名		

2 うなぎ筒漁業承認の有無 (いずれかに○をつけること。)

有（現在承認を受けている） / 無（申請日前過去3年間に承認を受けていた）
/ 無

様式第2号 (略)

様式第3号

うなぎ筒漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整理 番号	申請者		うなぎ筒漁業（自由漁業）	
			承認の有無 （○印をつけること）	
	住所	氏名	現在の承認	申請日前 過去３年間の承認

様式第4号～第7号（略）

様式第8号

令和年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

うなぎ筒漁業漁獲実績報告書

操業状況

うなぎ筒の総設置束数：束（1束あたり本）

水揚日	水揚げした筒の数量 （束数）	うなぎ尾数	うなぎ重量	備考
月 日	束	尾	kg	

<u>1月</u> ～ 12月計				

注 霞ヶ浦北浦海区における操業について、1月分から12月分までの日別に集計した合計数を記載すること。

販売したもの以外（自家消費等）についても記載すること。

様式第4号～第7号（略）

様式第8号

令和年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

うなぎ筒漁業漁獲実績報告書

操業状況

うなぎ筒の総設置束数：束（1束あたり本）

水揚日	水揚げした筒の数量 （束数）	うなぎ尾数	うなぎ重量	備考
月 日	束	尾	kg	

<u>4月</u> ～ 12月計				

注 霞ヶ浦北浦海区における操業について、4月分から12月分までの日別に集計した合計数を記載すること。

販売したもの以外（自家消費等）についても記載すること。

別表

区域（地先漁場）
霞北共第 1 号及び第 2 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 3 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 4 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 5 号及び第 6 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 7 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 8 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 9 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第10号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第11号 第 2 種共同漁業権漁場
<u>霞北共第12号及び第18号</u> 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第13号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第14号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第15号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第16号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第17号 第 2 種共同漁業権漁場

別表

区域（地先漁場）
霞北共第 1 号及び第 2 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 3 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 4 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 5 号及び第 6 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 7 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 8 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 9 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第10号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第11号 第 2 種共同漁業権漁場
<u>霞北共第12号</u> 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第13号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第14号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第15号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第16号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第17号 第 2 種共同漁業権漁場
<u>霞北共第18号</u> 第 2 種共同漁業権漁場

うなぎ筒漁業委員会指示取扱要領に係る事務取扱規程（案）

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会が行ううなぎ筒網漁業の承認の取扱いについては、うなぎ筒漁業委員会指示取扱要領（以下「要領」という）によるほか、この規程に定めるところによる。

1 申請書の提出先

承認を受けようとする者が提出する要領の様式第1号、第2号及び第3号の提出先は、霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局（以下「事務局」という。）とする。また、要領の様式第5号、第6号及び第8号に係る場合も同様とする。

2 申請の承認

事務局は、申請書を受理したときは、委員会指示及び要領並びにこの規程に基づき、申請の内容を確認し、霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

会長は、事務局の報告に基づき、承認の可否を専決により決定する。

3 承認内容の報告

会長は、追って霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会に専決した内容を報告する。

4 承認証の交付等に関する事務

承認を受けた者に対する承認証の交付、書換交付及び再交付並びに漁獲実績報告及び廃業報告の受理に係る処理は事務局が行う。

5 その他

要領及びこの規程に定めのない事項の取扱いについては、事務局と会長が協議を行うものとする。

付則 この規程は、令和8年 月 日から施行する。

令和 8 年 9 月 16 日
水産試験場内水面支場

トロール漁の漁模様について【報告】

1 湖沼の環境

① 水温

霞ヶ浦の水温は令和年代で比べると低めに推移している。

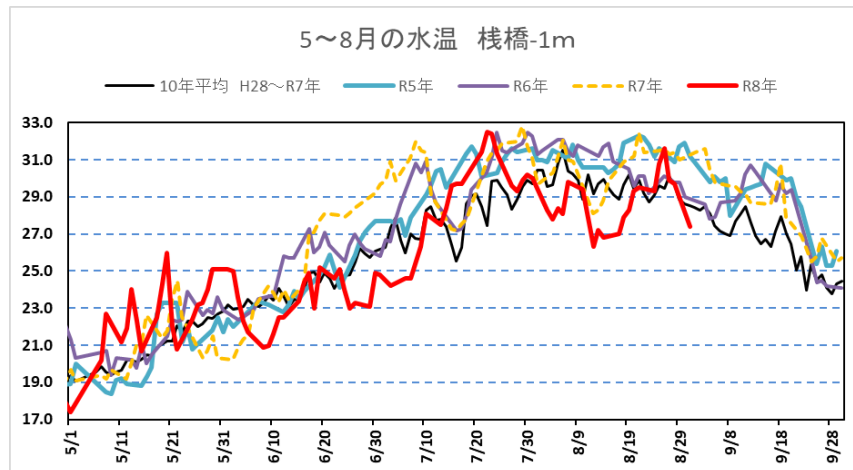


図 1. 霞ヶ浦の水温 （内水支観測棧橋水深 1m）

- ・ 6～7 月にかけて 23～25℃の範囲で推移
 - ・ 7/15 からトロール解禁後まで昇温したが、それ以降低下
 - ・ 30℃を超えた日は 8 日と少ない
- ※ワカサギには良い条件

表 1. 霞ヶ浦における高水温の観測頻度

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
29℃<	23	18	27	16	25	49	41	35	21
うち30℃<	12	12	18	11	10	39	30	28	8
うち31℃<	7	11	11	3	3	22	17	24	5
うち32℃<	1	8	3	0	2	2	5	6	2
最高水温	32.5	33	32.3	31.5	32.6	32.3	32.5	32.8	32.5

② アオコ

霞ヶ浦・北浦とも 6 月後半からアオコが発生した。

霞ヶ浦： 7 月糸状ラン藻 ➡ 7 月中旬からミクロキスティス

8 月初旬まで湖心水域でも増殖

現在は湖岸、土浦入、高浜入で多い

北 浦：初めからミクロキスティス

全体的に多め、特に鹿行大橋より上流で多い

2 トロール漁業の状況

両湖ともトロール漁解禁当初からシラウオ狙いの操業となっている。

ワカサギは前年より多いが、主な漁獲対象となるほどはいない。

① シラウオ

【霞ヶ浦】

これまでの漁模様は1時間1隻当たり解禁日で41.6kg、7月平均42.9kg、8月38.0kgで、令和7年と比較し同等以上の水揚げ状況である。
(8月初旬はアオコの影響で漁獲量が一時減少した)

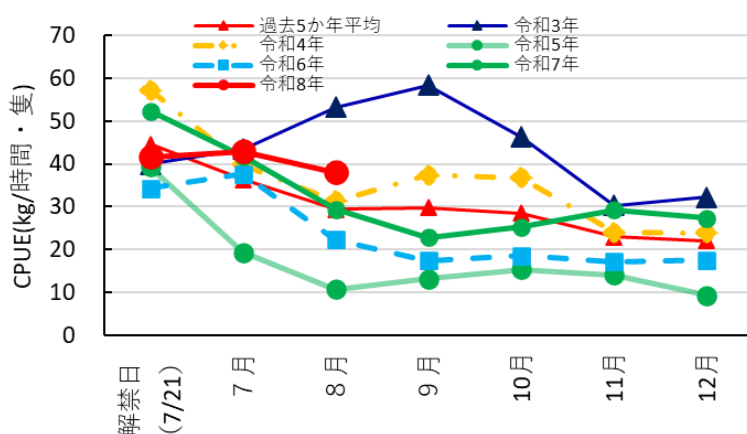
表2. 1時間1隻当たりのシラウオ漁獲量

年	1時間1隻あたりの平均漁獲量(kg/h)			
	解禁日(7/21)	7月	8月	9月
R3	40.0	43.4	53.3	58.4
R4	57.2	39.9	31.4	37.4
R5	39.3	19.3	10.7	13.2
R6	34.3	37.6	22.3	17.4
R7	52.4	41.8	29.4	22.8
R8	41.6	42.9	38.0	

表3. シラウオの漁獲量

	農林統計	漁獲実績報告
R3	145	190
R4	142	283
R5	32	88
R6	190	190
R7	99	227

※R7年農統は速報値



※CPUE は漁業者の操業日誌及び聞き取り調査結果から算出

図2. トロール解禁日からのシラウオのCPUEの推移

【北浦】

解禁後数日は5~10kg/隻程度漁獲されていたが、7月は平均4.3kg/隻、8月も同様な傾向で、令和7年と比較してほぼ同様な状況となっている。

② ワカサギ

ワカサギは、シラウオ曳きの操業で混獲され、霞ヶ浦では1~5kg程度、北浦でも0.5~1kg程度と昨年よりは多く、資源水準はまだ低い状況にあるが、昨年よりは若干回復傾向がみられる。

③ テナガエビ

別途説明

令和 8 年 9 月 16 日
水産試験場内水面支場

テナガエビの資源状況について【報告】

1. 試験操業結果(霞ヶ浦)

実施日：令和 8 年 8 月 19 日（水）

実施場所：湖心、牛渡、高浜入、麻生～浮島

方法：30 分間漁業者によるトロール 1 回曳き

（曳網開始時間：湖心 2:30、牛渡 3:30、高浜入 4:00、麻生～浮島 4:00）

測定：内水面支場において、頭胸甲長と体重を測定した。

結果：

① 地点別のテナガエビ採捕重量

採捕重量は 2.9～25.3kg/30 分で、昨年同時期の操業調査※と比較して横ばい又は減少していた。中小エビ(頭胸甲長 6.0mm 以上)と稚エビ(頭胸甲長 6.0mm 未満)に分けてみても、湖心の稚エビを除き、昨年から横ばい又は減少していた。

※R7 年度は沖合域でのエビの出現が早かったため試験操業を実施しなかった。代替として、エビ漁の操業開始から 1 週間の漁獲情報を取りまとめ、試験操業と同じ 1 隻 30 分あたりの漁獲量に換算した。

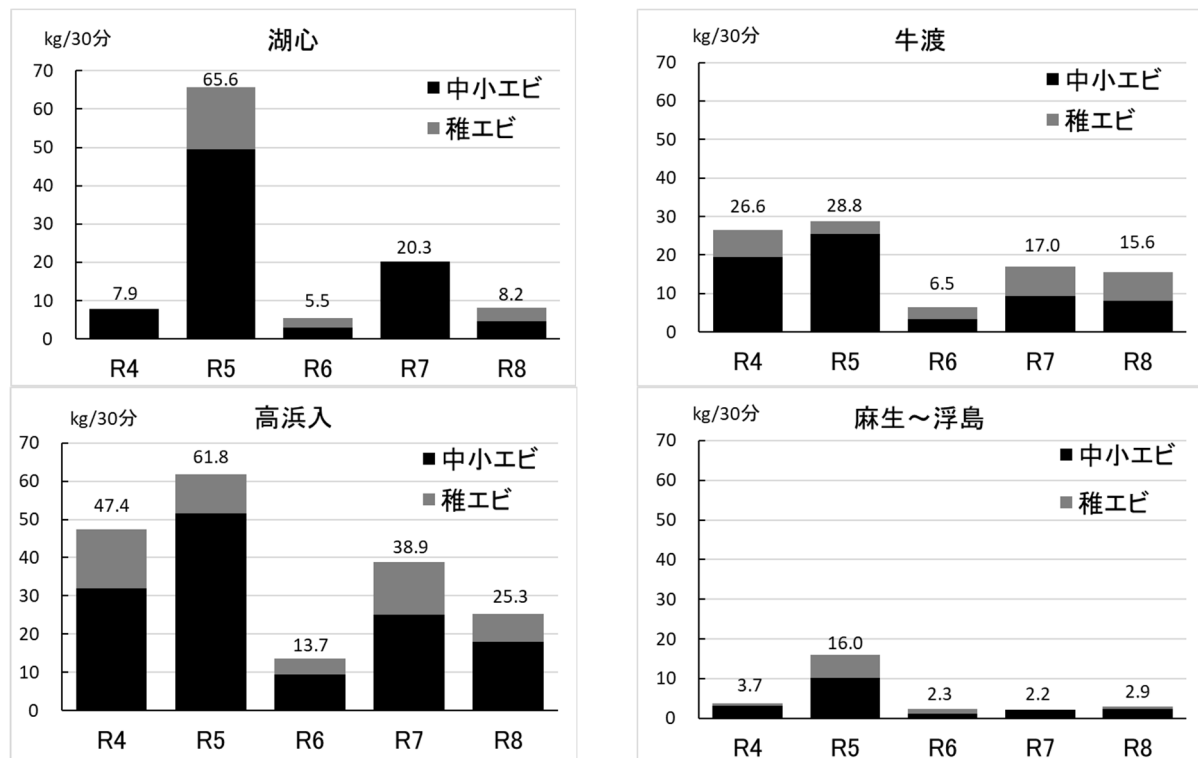


図 1 地点別のテナガエビ採捕重量 (R4～R8 年度)

※採捕日 R4：9/7、R5：8/23、R6：9/11、R7：8/21～28、R8：8/19

② 地点別のテナガエビの頭胸甲長組成

採捕されたテナガエビの頭胸甲長は最小 3.2mm～最大 12.0mm であった。麻生～浮島では他 3 水域に比べて中小エビの割合が約 20～30% 高かった。

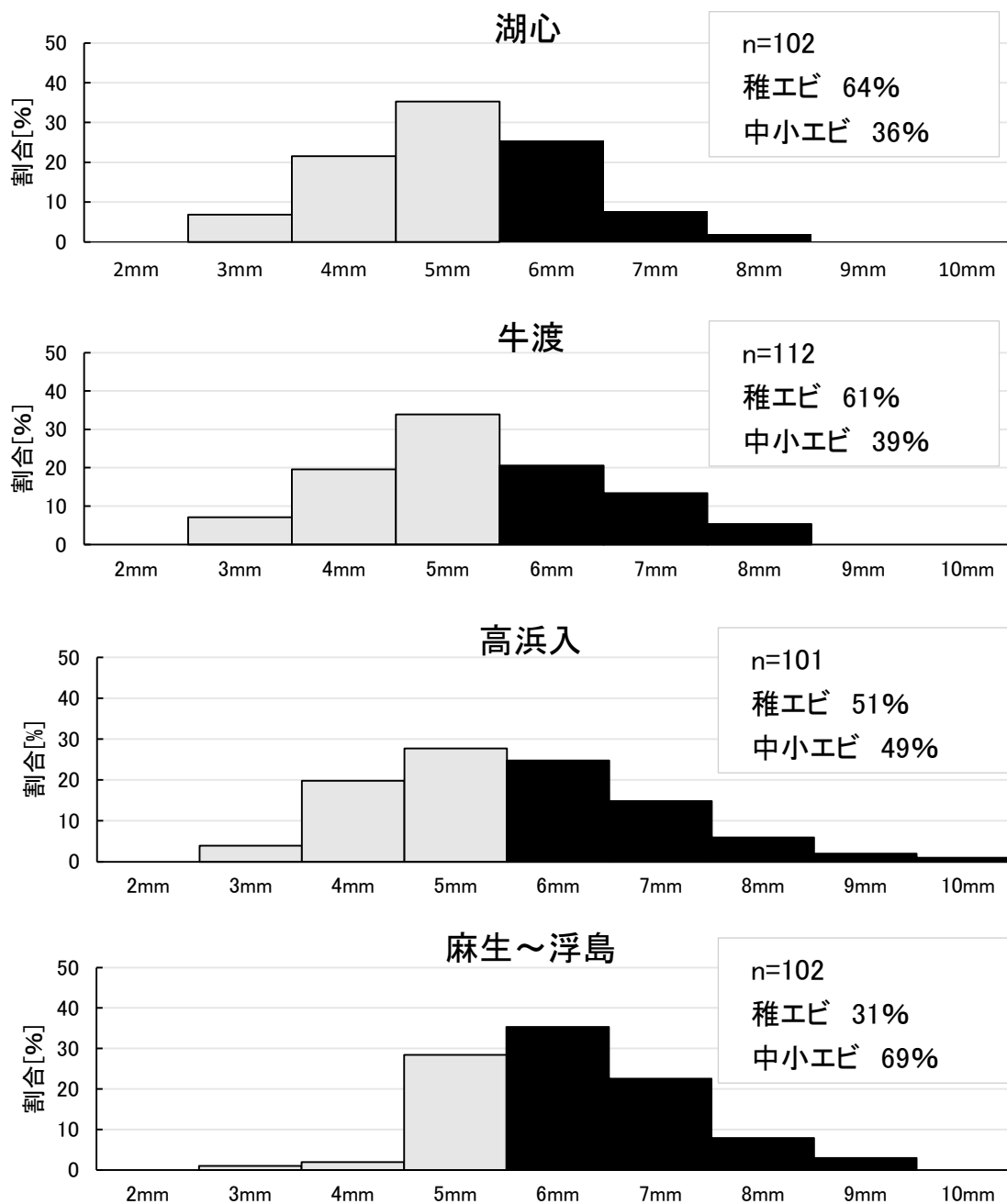


図 2 地点別のテナガエビ頭胸甲長組成

③ 試験操業の漁獲量と CPUE の比較

試験操業の CPUE（1 隻・1 時間あたりの漁獲量 kg）、操業日誌におけるその年のエビ漁最盛期（9～10 月）の平均 CPUE は図 3 のとおり。今年度の試験操業結果は、今年度を含む過去 5 年間で 2 番目に低かった。

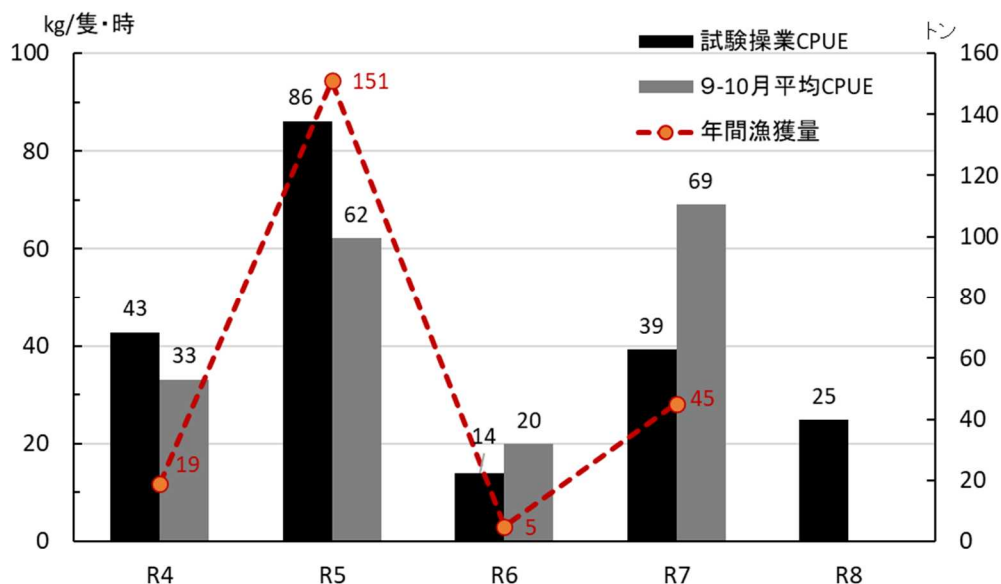


図 3 エビ試験操業と過去の漁模様 (CPUE) の比較

※試験操業 CPUE は 4 地点の平均採捕量から算出。R 7 のみ図 1 と同様にエビ漁開始から 1 週間の操業調査にて算出。

※年間漁獲量は霞ヶ浦地区操業日誌の集計値。

④ 中小エビの抱卵率

今年度の試験操業において、4 地点で計測した中小エビのうち、抱卵していた個体は全体の 5 % だった (n=155)。このことから、沖合域に生息するテナガエビのほとんどは繁殖に関与していないと推測される。また、過去の抱卵率は表 1 のとおり。

表 1 中小エビの抱卵率の推移

	R4	R5	R6	R7	R8
抱卵率	2%	9%	0%	5%	5%
全数(n)	200尾中	238尾中	172尾中	142尾中	155尾中

2. 今年度のテナガエビ漁における漁模様 (霞ヶ浦、北浦)

① 霞ヶ浦

テナガエビ漁解禁日 (8/24) から 9/3 現在の漁獲量は、1 日 70～130kg/隻で、令和 7 年の同時期と比較してやや減少していた。

② 北浦

9/3 からエビ漁が始まり、当日の漁獲量は 50kg/隻だった。

茨城県海面利用協議会の結果について

霞ヶ浦北浦水産事務所

第 16 期茨城県海面利用協議会 霞ヶ浦北浦海区部会

1. 開催日時及び開催場所

令和 8 年 8 月 21 日（金）14 時から

土浦合同庁舎第 1 分庁舎 3 階 第 3 会議室

2. 出席者

15 名（霞ヶ浦北浦海区部会委員 7 名、霞ヶ浦北浦水産事務所 5 名、
水産試験場内水面支場 1 名、霞ヶ浦北浦海区委員会事務局 2 名）

3. 結果

（1）部会長代理の職務代行者の決定

- ・人事異動により清水委員が退任したため、後任の代々城委員が部会長代理の職務代行者となった。

（2）議題

次の議題について県から報告があった。委員からは、バス釣り大会等による漁具被害の防止や、うなぎ筒の目印である旗やウキに近づかないよう、引き続き遊漁者に対する注意喚起を求める意見があった。また、中村部会長からは、今後も漁業者と遊漁者が話し合う機会の必要性が示された。

- ① 漁業の概況と資源動向について
- ② 霞ヶ浦北浦における遊漁実態調査結果について
- ③ 霞ヶ浦北浦におけるテナガエビ釣りに係る調査について
- ④ うなぎ筒漁業について
- ⑤ その他

- ・令和 7 年度「霞ヶ浦・北浦の釣りのルール講習会～マナーを守って楽しく安全に！～」の開催結果について
- ・遊漁パンフレット（「霞ヶ浦北浦でルールを守って楽しい釣りを」）の更新について

茨城県海面利用協議会設置要領

（目的）

第1 海面における漁業と遊漁、ヨット、モーターボート、スキューバダイビング等の海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図るため、茨城県海面利用協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（職務）

第2 協議会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利用に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (2) 海区漁業調整委員会の諮問に応じて、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (3) 前号に定める事項のほか、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項その他海面における遊漁に関する事項について、海区漁業調整委員会に意見を述べること。

（組織）

第3 協議会は委員 14 人をもって組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に定めるところにより茨城県知事が依頼する。

- (1) 茨城県内に住所を有する漁業協同組合員（以下、「漁業関係委員」という。）
4 人
- (2) 原則として茨城県内に住所を有する遊漁関係者（以下、「遊漁関係委員」という。）
4 人
- (3) 原則として茨城県内に住所を有する海洋性レクリエーション関係者であって上記以外の者（以下、「海洋性レク関係委員」という。）
2 人
- (4) 学識経験を有する者（以下、「学識経験委員」という。）
4 人

3 協議会に会長及び副会長をおく。会長及び副会長は委員の中から互選する。

（委員の任期）

第4 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が終了しても、後任の委員が就任するまでの間、なおその職務を行う。

（協議会の会議）

第5 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の依頼後最初に開かれる会議は、農林水産部長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 5 協議会の会議の傍聴は、原則としてこれを妨げない。
- 6 会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代行する。

(部会)

第6 協議会に茨城海区部会及び霞ヶ浦北浦海区部会をおく。

- 2 部会の構成は、次のとおりとする。

茨 城 海 区 部 会		霞 ヶ 浦 北 浦 海 区 部 会	
漁業関係委員	2 人	漁業関係委員	2 人
遊漁関係委員	2 人	遊漁関係委員	2 人
海洋性レク関係委員	1 人	海洋性レク関係委員	1 人
学識経験委員	2 人	学識経験委員	2 人

- 3 部会に部会長をおき、部会に属する委員が互選により定める。

(部会の会議)

第7 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員の依頼後最初に開かれる会議は、農林水産部長が招集する。

- 2 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 3 部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 部会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 5 部会の会議の傍聴は、原則としてこれを妨げない。
- 6 部会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した委員が部会長の職務を代行する。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、海区漁業調整委員会事務局が行う。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

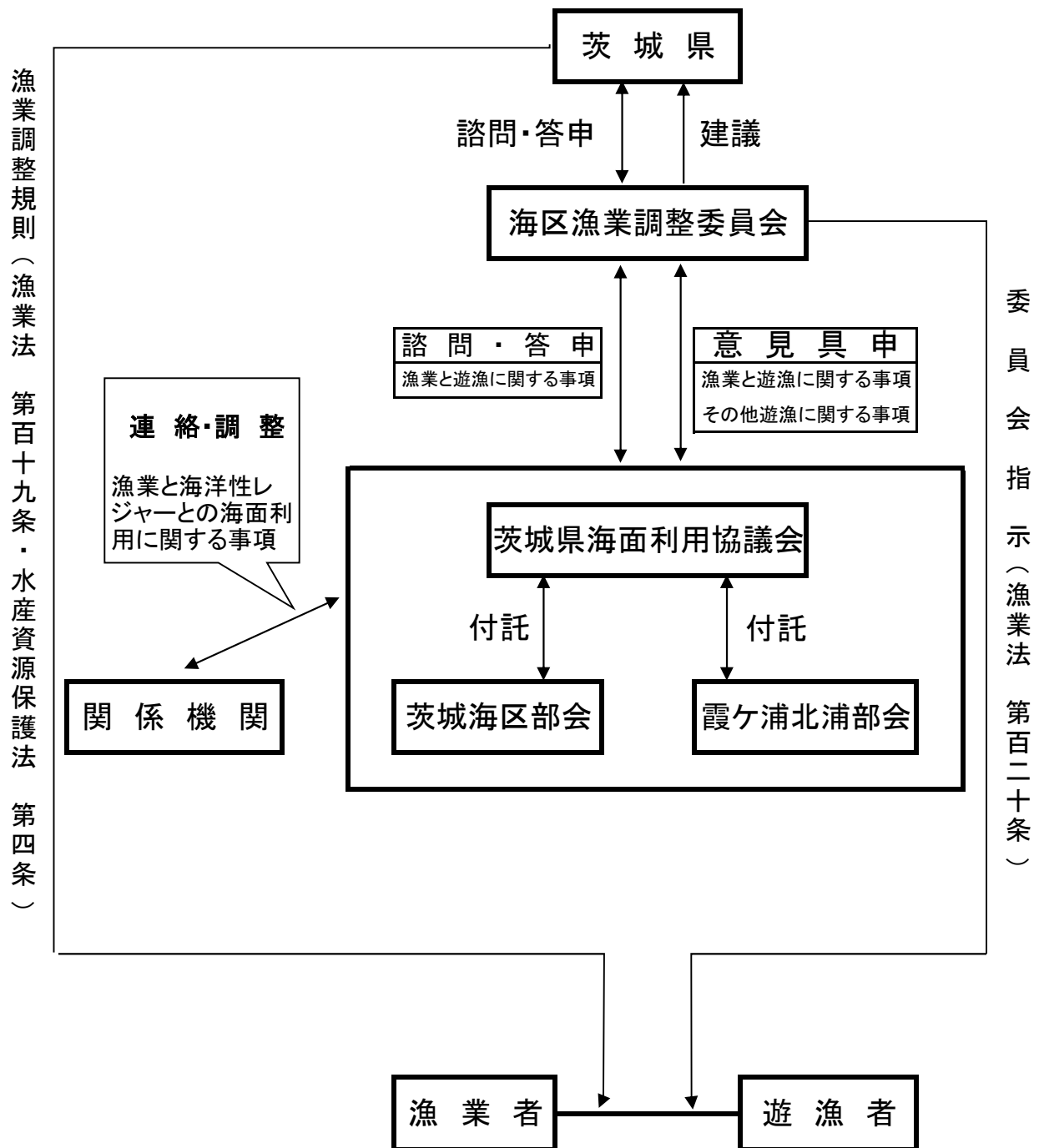
付 則

- 1 この要領は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行により、初めて依頼された委員の任期は第4第1項の規定にかかわらず、初めて委員に依頼された日から平成8年3月31日までとする。

付 則

この要領は、平成20年11月19日から施行する。

茨城県海面利用協議会の機能と関係機関の体系図



第16期 茨城県海面利用協議会委員 委員名簿

任期(令和7年10月1日～令和9年9月30日)

	区 分	氏 名	現 職	新任・留任
茨城海区部会	遊漁関係	あらい じゅんいち 荒井 淳一	茨城県釣り団体協議会会員 釣りインストラクター	新任
	学識経験	おおもり あきら 大森 明	元(公財)茨城県栽培漁業協会 事務局長	留任
	遊漁関係	おの かおる 小野 馨	茨城県遊漁船協議会 会長	留任
	漁業関係	たかはし かずお 高橋 一夫	大洗町漁業協同組合 理事	留任
	海洋性レク関係	せと たけし 瀬戸 猛司	(株)ユニマツプレシヤス 大洗マリーナ支配人	新任 (R8.6委嘱)
	漁業関係	ほしの みきお 星野 幹男	久慈町漁業協同組合 副組合長理事	留任
	学識経験	やす よし あき 安 祐朗	ひたちなか市経済環境部水産課 課長	新任
霞ヶ浦北浦海区部会	遊漁関係	あかつ ともみ 赤津 友海	茨城県釣り団体協議会理事 釣りインストラクター	留任
	漁業関係	いとう いちろう 伊藤 一郎	霞ヶ浦漁業協同組合 副組合長理事	新任
	学識経験	よぎ たかひこ 代々木 貴彦	行方市経済部農林水産課 課長	新任 (R8.5委嘱)
	漁業関係	すがや よしなお 菅谷 美尚	きたうら広域漁業協同組合 理事	留任
	海洋性レク関係	たかの としお 高野 利夫	(株)ラクスマリーナ 専務取締役	留任
	学識経験	なかむら たけお 中村 丈夫	(公財)茨城県栽培漁業協会 専務理事	新任
	遊漁関係	みむら ようこ 三村 陽子	(有)ワールドバスソサエティー トーナメント事務局 事務局長	留任

霞ヶ浦北浦における 遊漁実態調査結果について (R8年)

令和8年8月21日（金）

霞ヶ浦北浦水産事務所

1

1. 目的

霞ヶ浦北浦で行われている遊漁及び湖上レジャーについて現地調査を実施し、湖面の利用実態を把握する。併せて、釣りルール・マナーの周知を行う。

2. 調査日

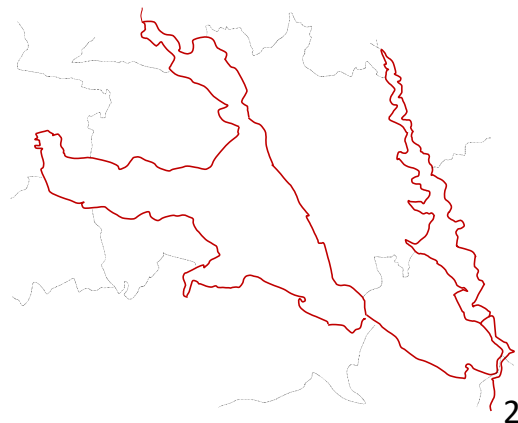
日時: 令和8年7月4日(土) 7時～

天候: 曇り 気温19.6℃ 平均風速1.8m/s

(7時、土浦) ※気象庁HPより引用

3. 調査区域

・霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦一円



2

4. 調査方法

湖岸堤防上を車で移動しながら、次の各項目について調査するとともに、必要に応じて釣りルールのパンフレットを配付し、ルール周知を行った。

5. 調査項目

1) 釣り人数調査

場所、釣りの種類、人数、来訪車両(ナンバープレートの地域名)

2) 湖上レジャー隻数(バスボート、水上バイク等)調査

場所、レジャーの種類、隻数

3

6. 結果 釣り人数調査

(1) 釣り人数

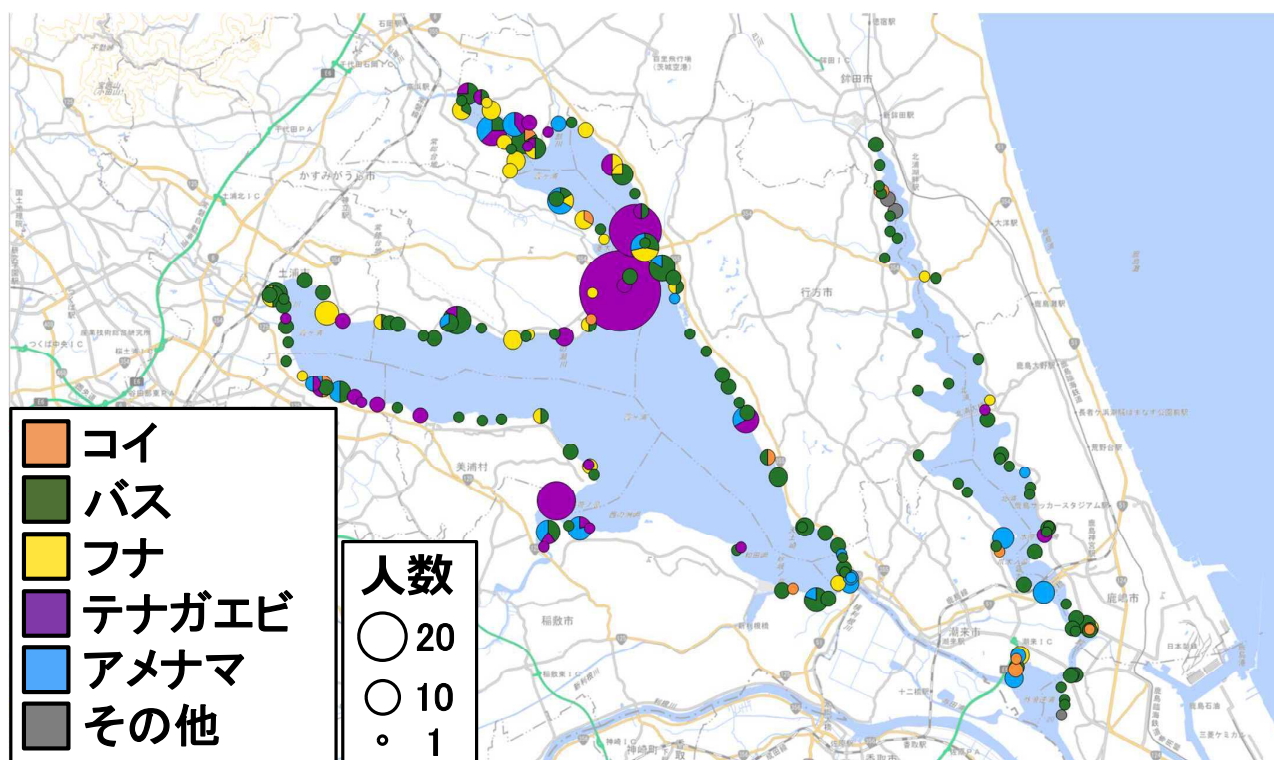
(単位: 人)

	コイ	バス	フナ	テナガ エビ	アメリカ ナマズ	その他	合計
霞ヶ浦	7	128	49	141	36	0	361
北浦	8	54	8	3	16	7	96
合計	15	182	57	144	52	7	457
%	3.3	39.8	12.5	31.5	11.4	1.5	

- 霞ヶ浦はテナガエビ・バス釣り、北浦はバス釣りが多かった。
- 霞ヶ浦北浦全体ではバス釣りが最も多く(約40%)、次いでテナガエビ釣り(約32%)、フナ釣り(約13%)、アメリカナマズ釣り(約11%)であった。

4

(2)釣り人数の分布



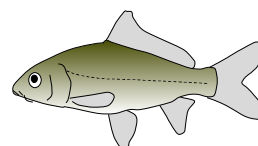
コイ : 外浪逆浦の一部など
バス・フナ : 広域的に分布

テナガエビ : 高浜入、田伏、玉造、島津、鳩崎
アメナマ : 高浜入、島津、鳩崎、水原～潮来

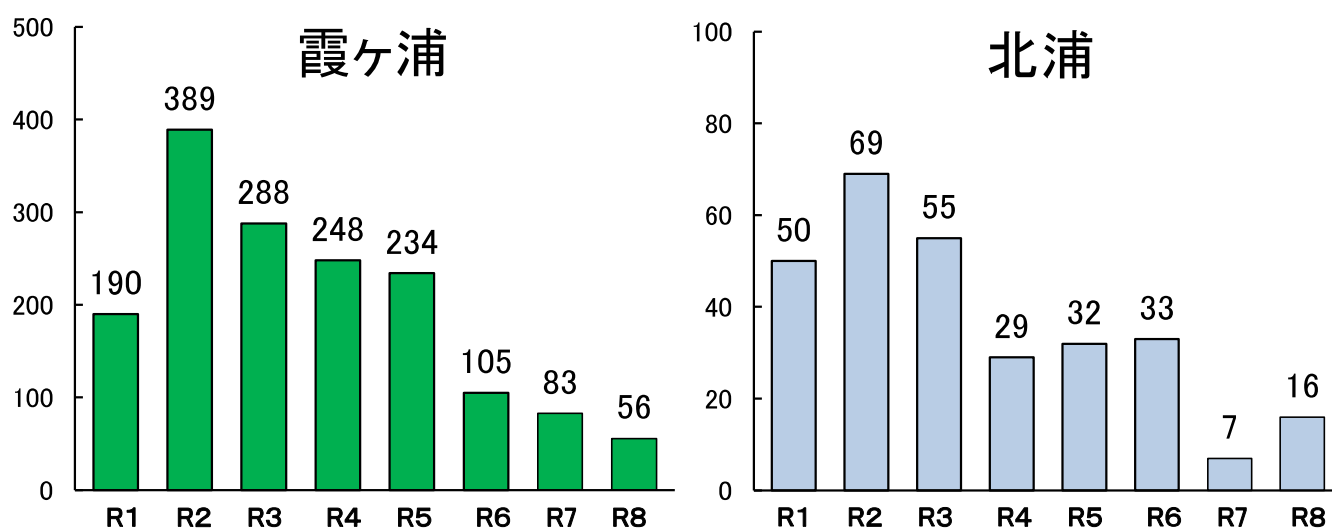
5

(3)釣り人数の推移(魚種別)

釣り人数 (コイ・フナ)



(単位: 人)



コイ・フナの釣り人数の経年変化

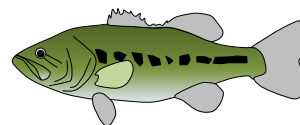
※R1～R5はGW、R6～R8は7月に実施

➤ R8は霞ヶ浦で56人、北浦で16人と比較的少なかった。

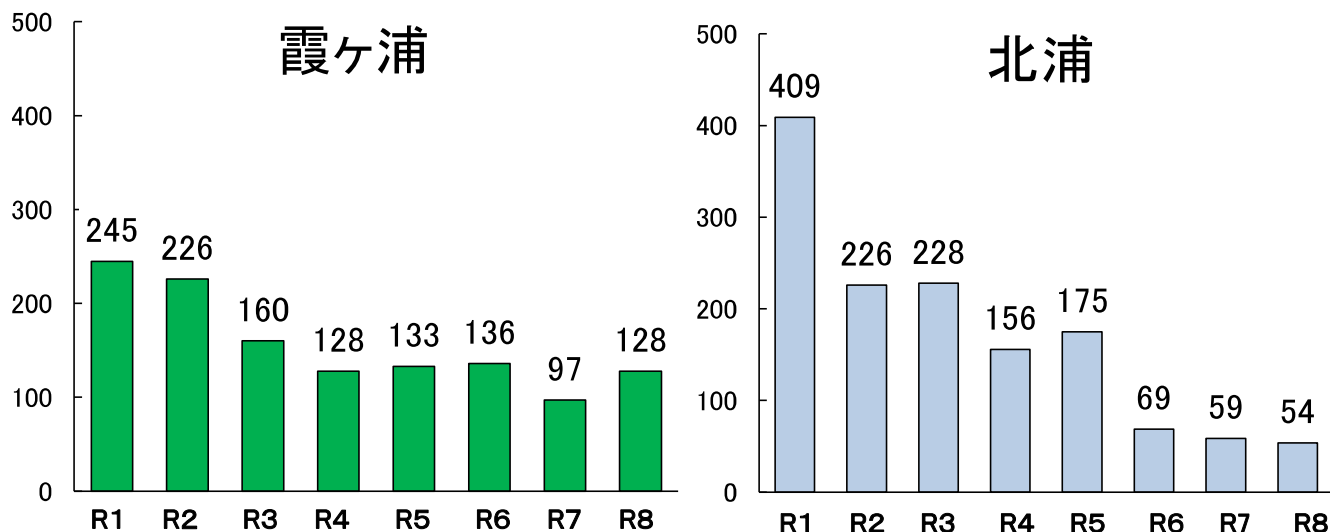
6

(3)釣り人数の推移(魚種別)

釣り人者数 (バス)



(単位:人)



バスの釣り人数の経年変化

※R1～R5はGW、R6～R8は7月に実施

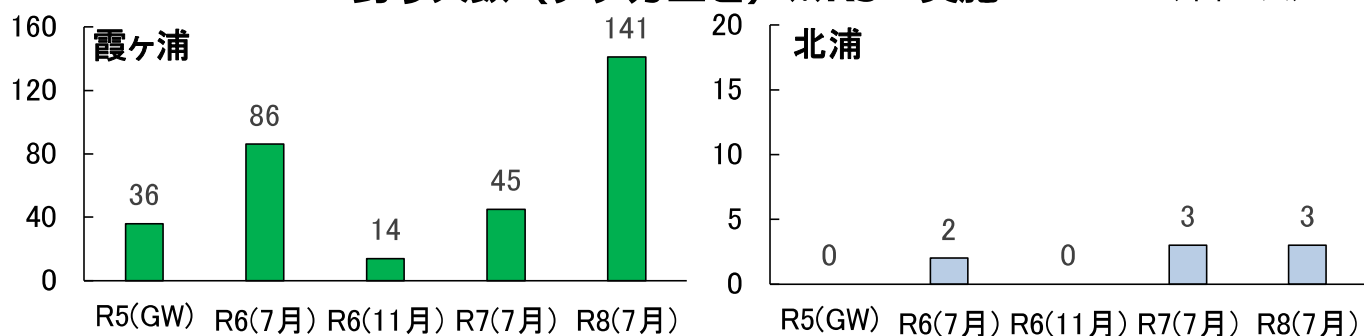
- R8は霞ヶ浦で128人、北浦で54人で、北浦では比較的少なかった。

7

(3)釣り人数の推移(魚種別)

釣り人数 (テナガエビ) ※R5～実施

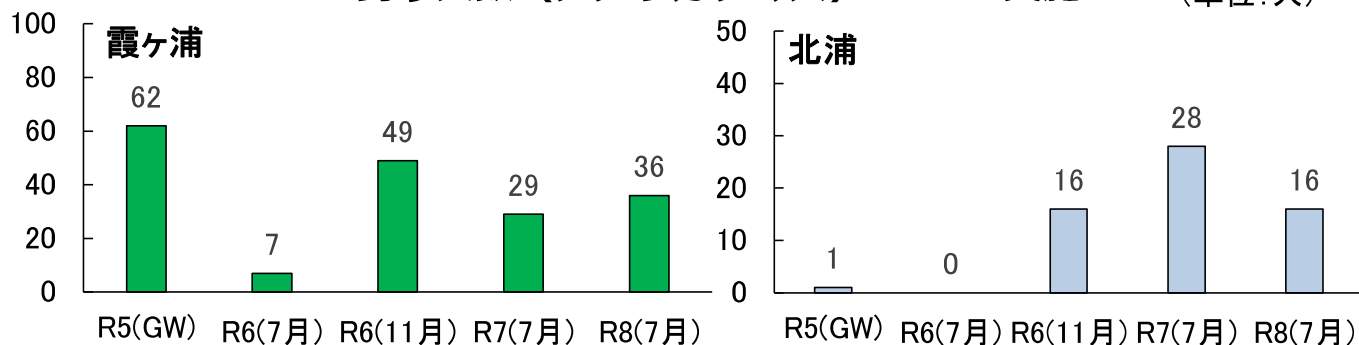
(単位:人)



- テナガエビ釣りは大型の個体が釣れやすいと考えられる7月に多く、特に霞ヶ浦で盛んであった。

釣り人数 (アメリカナマズ) ※R5～実施

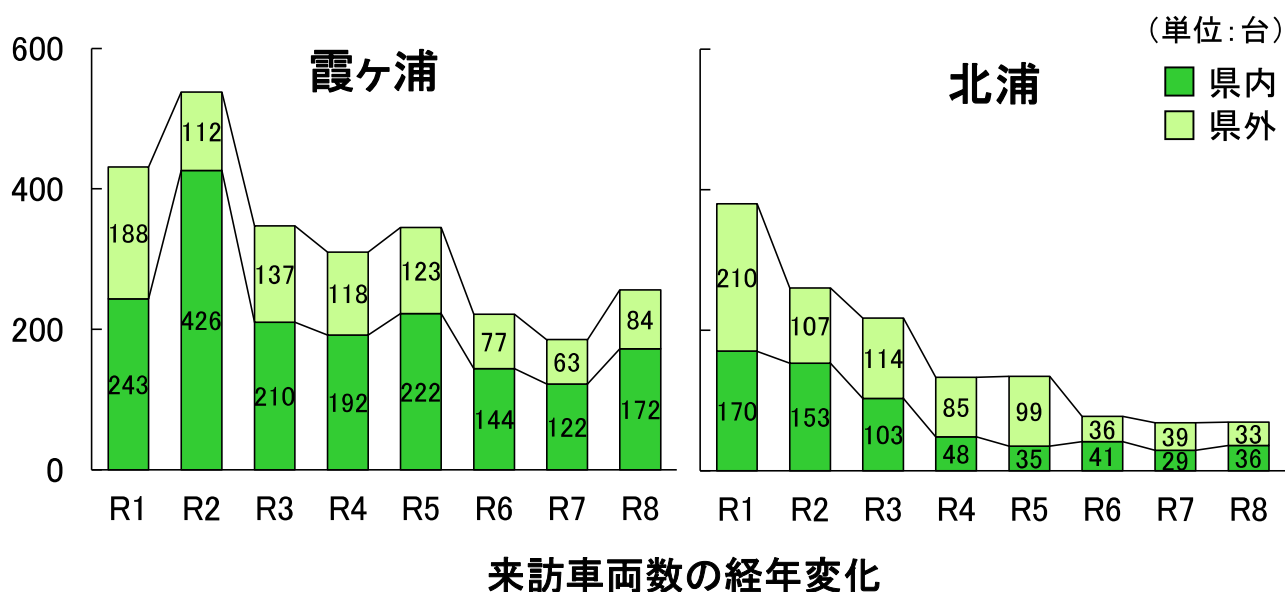
(単位:人)



- アメリカナマズ釣りは北浦でR5・R6より増加している。

8

(4) 来訪車両数の推移(県内・県外ナンバー別)



- R8は霞ヶ浦は県内ナンバーが多く、北浦では県内ナンバーと県外ナンバーがほぼ同数だった。

9

6. 結果 湖上レジャー隻数調査



(単位: 隻)

	バス ボート	水上 バイク	カヌー等	水上 スキー
霞ヶ浦	33	5	2	0
北浦	9	19	0	3
合計	42	24	2	3
%	59.2	33.8	2.8	4.2

- 霞ヶ浦はバスボートが多く、北浦は水上バイクが多かった。全体としてはバスボートが約6割であった。

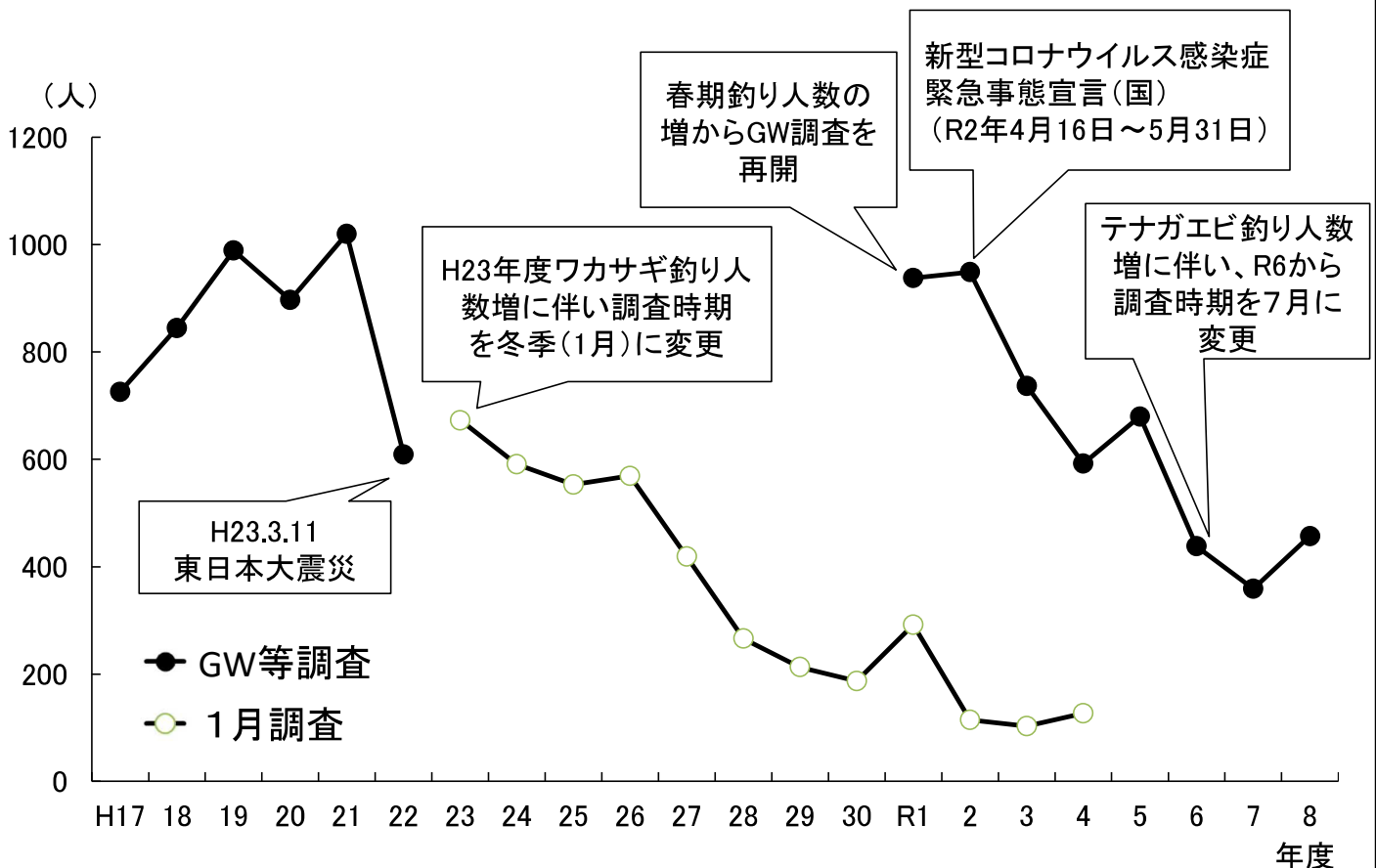
10

まとめ

- R8遊漁調査の結果、釣り人数は457人で、最も多いのがバス釣りで(約40%)、次いでテナガエビ釣り(約32%)、フナ釣り(約13%)、アメリカナマズ釣り(約11%)であった。
- 地域別にみると、
コイ釣り:外浪逆浦の一部など
バス・フナ釣り:広域的に分布
テナガエビ釣り:高浜入、田伏、玉造、島津、鳩崎
アメナマ釣り:高浜入、島津、鳩崎、水原～潮来
で多い傾向であった。
- 今後も調査を行い、霞ヶ浦北浦における遊漁及び湖上レジャーの実態を把握をしていく。

11

【参考】霞ヶ浦北浦における釣り人数の経年変化(春季・冬季)



令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会 要望活動結果(国からの回答)

I 海区漁業調整委員会制度について

R8 年度提案趣旨															
海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体に、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その適切な運用により漁業制度の円滑な運営に寄与してきました。 改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成に向け、海区漁業調整委員会に求められる役割は一層重要になっています。今後も引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構としての使命を十分に果たしていかなければなりません。 また、高度化・多様化する諸問題に確実に対処するためには、十分な議論の場と、それを支える安定した財政基盤が不可欠です。つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。															
R8 年度提案	回答、状況等														
1 海区漁業調整委員会制度の堅持 海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、漁業者及び漁業従事者を主体とする組織として、その権限と役割が今後も十分に発揮されるよう制度運用を図ること。 継続	【水産庁】 1 海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき、漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定に際しての権限が与えられているなど、海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。 継続 2 令和2年に施行された漁業法等においても、新たな資源管理の推進や漁場の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていけるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。 継続														
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保 漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増大していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置を講じ、安定した財政基盤を確保すること。 継続	【水産庁】 1 漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中においても一定の予算を確保しているところであり、引き続き、海区漁業調整委員会の運営に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めてまいりたい。 継続 【参考】漁業調整委員会等交付金 予算推移 <table> <tr><td>令和2年度</td><td>181,302 千円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>181,302 千円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>181,302 千円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>176,302 千円</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>176,302 千円</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>171,302 千円</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>167,654 千円</td></tr> </table>	令和2年度	181,302 千円	令和3年度	181,302 千円	令和4年度	181,302 千円	令和5年度	176,302 千円	令和6年度	176,302 千円	令和7年度	171,302 千円	令和8年度	167,654 千円
令和2年度	181,302 千円														
令和3年度	181,302 千円														
令和4年度	181,302 千円														
令和5年度	176,302 千円														
令和6年度	176,302 千円														
令和7年度	171,302 千円														
令和8年度	167,654 千円														
3 海区漁業調整委員の資質向上について 海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与できるよう、国は海区漁業調整委員、地方自治体及び漁業関係者に対し、必要な情報提供と適切な指導・助言を行うこと。 漁業調整や資源管理をはじめとする広範な事案について、公平公正な審議を行うためには、専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。 内容変更	【水産庁】 1 海区漁業調整委員会における公平公正な審議を行うためには、委員会の権限と役割について御理解いただくことも重要な要素の一つであることから、貴会とも連携し、様々な機会をとらまえて委員にご説明してまいりたい。 継続 削除 また、委員会の事務作業や手続きを担う事務局職員の資質向上も必要と考えていることから、例年、海区漁業調整委員会事務局職員研修会及び都道府県漁業調整担当者会議の中で、海区漁業調整委員会の役割と権限について資料を配布の上説明し、理解醸成を図っているところであり、まずはこの場を活用いただきたい。														

Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について

R8 年度提案趣旨	
密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するだけでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理への意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。 改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化し検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。 また、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない現状を踏まえ、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除する意識を高めるとともに、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが求められています。 つきましては、沿岸漁場の漁業秩序の維持と、密漁の未然防止に向け、次のとおり要望いたします。	
R8 年度提案	回答、状況等
1 1 違法操業の取締強化等 (1) 組織化及び広域化する密漁に対処するため、定期的な連絡会議や都道府県との情報交換を通じ、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制を一層強化するとともに、警察庁とも引き続き協力・連携し、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。 (2) 漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。 (3) 漁業者が実施する密漁パトロールに要する費用や、密漁防止看板の設置等の啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を講じること。	【水産庁】 1 水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。 2 現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部（漁業調整事務所）と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。 3 今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。 4 また、昨年 11 月に「令和 7 年度漁業監督公務員研修会」を WEB 会議を併用して開催し、法務省、警察庁、海上保安庁、水産庁の講義等による取締能力の向上及び連携強化に努めたところであり、今年度においても漁業監督吏員の資質向上のため、同様に開催を予定している。 5 沿岸域での密漁対策については、都道府県、海上保安庁、警察及び水産庁等の関係機関が、関係漁業者等と連携して実施することが効果的であると認識している。 6 密漁対策の支援としては、都道府県への交付金により、密漁対策に資する密漁防止看板や監視カメラ等の必要な資機材の導入のほか、監視活動の支援を行っているところである。 7 また、漁協、都道府県、警察及び海上保安庁等の関係者が密接に連携し、情報の共有、取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の取組を推進するとともに、水産物流通の適正化、一般市民への啓発を合せて行うことにより、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。 【参考 密漁対策の支援事業】 事業名：浜の活力再生・成長促進交付金 支援対象：密漁対策に必要な資機材（看板、のぼり、監視カメラ、等）の購入費、監視活動の支援（監視員の保険料等） 補助率：1/2 【海上保安庁】 海上保安庁では、各管区海上保安本部・海上保安部署において、警察等の関係機関、自治体、地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視・取締りを行っております。 今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努め、対応してまいります。

2	2「密漁もの」の流通防止 (1) 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を排除するよう指導・啓発活動を強化すること。 [継続] (2) 違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。 [継続] (3) 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。 [継続] (4) シラスウナギについては、<u>県域を越えて広く流通していることから、水産流通適正化法の運用により、国主導で流通の透明化を図ること。</u> [継続]	【水産庁】 1 沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、令和2年12月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、拘禁刑3年、罰金 3,000 万円とするなど、罰則を大幅に強化したところである。 [継続] 2 なお、都道府県への交付金により、 ① 悪質化広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催 ② メディアの活用や看板設置等による普及啓発 ③ 監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備 を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。 [継続] 3 水産流通適正化法に基づき、特定第一種<u>第一号</u>水産動植物に指定されているアワビ、ナマコ、<u>シラスウナギ</u>の取扱事業者のうち、事業区域が複数県に及ぶ広域事業者については、国の職員が同法の遵守状況を確認し、違反の疑義がある場合には随時県とも連携しつつ立入検査を行っているところ。 [継続] 4 また、令和<u>8年4月</u>に<u>施行された</u>漁業法及び水産流通適正化法の一部を改正する法律に<u>基づき</u>、太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)について、TAC報告事項に採捕した個体の数の追加等<u>される</u>とともに、漁業者、流通事業者に対して、個体の重量等の情報伝達や取引記録の作成・保存等が義務付け<u>された</u>。<u>同改正法の適正な運用によってTAC未報告漁獲物の流通の防止に努める。</u> [内容変更] 5 水産流通適正化法に基づく電子システムへの支援については、<u>アワビ、ナマコ、太平洋クロマグロの取引時に漁獲情報等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための伝達システムを国で構築・運用しているところである。</u> [継続] 6 シラスウナギの<u>流通の透明化を推進するためには、採捕量の報告が適切になされていることが重要。流通の透明化を推進するためにも、各位におかれては、採捕報告の徹底に対する協力をお願いする。</u> [内容変更] 7 今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。 [継続] 【参考】密漁対策のための罰則強化の概要(令和2年12月1日施行) (新設)特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪 拘禁刑3年／罰金 3,000 万円 無許可漁業等の罪 拘禁刑3年／罰金 200 万 ⇒拘禁刑3年／罰金 300 万円 漁業権侵害の罪 罰金 20 万円⇒ 罰金 100 万円
---	---	---

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

R8 年度提案趣旨		
太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに<u>基づき</u>、厳格な漁獲可能量管理が行われています。 これまでの資源管理の<u>取組により資源が回復しており、令和7管理年度から小型魚・大型魚ともに増枠されましたが、その増加量は十分とは言えない状況です。</u> 漁業者は、資源管理の重要性を<u>理解し漁獲管理を実践していますが、沿岸域への来遊量の増加に伴い突発的な漁獲が生じ、これまで来遊がまれてあった海域で漁獲されるなど、各地で課題や混乱が発生しています。特にクロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントに過ぎない定置網漁業や延縄漁業等では、漁獲抑制のための休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業中止を余儀なくされ、漁業経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。</u> また、遊漁者については、<u>大型魚の採捕報告の徹底、迅速化を図り、</u>実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に<u>支障が生じないよう強力な指導が必要です。</u> つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、<u>次のとおり</u>要望いたします。		
R8 年度提案	回答、状況等	
1(1) 1 クロマグロ資源の適正利用 (1) 資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現 ア 日本の漁獲枠の増枠 太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 等国際会議で、引き続き、議論をリードし、 <u>資源回復に見合った漁獲枠の更なる拡大に取り組むこと。</u> 内容変更 イ 資源評価結果を反映した増枠の実現 最新の情報を漁獲枠へ迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の更なる増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。 <u>また、資源評価の結果に基づき自動的に漁獲枠が設定される管理戦略評価 (MSE) の議論が進められているが、管理方式の見直しに当たっては、漁業者をはじめ関係者に丁寧に説明し、十分な理解を得て進めること。</u> 内容変更	【水産庁】 1 <u>太平洋クロマグロの資源管理については、7月の国際会議を皮切りに12月まで、今後の漁獲枠を含む管理方式について交渉が行われる予定となっています。</u> 新規 2 <u>漁獲枠を遵守するための、漁業者の皆様の現場での苦勞については承知しており、関連する国際交渉において、資源状況に応じて漁獲枠が適切に設定されるよう、主要な関係国等との意見調整を進めながら、議論を積極的に主導してまいります。</u> 新規 削除 1 <u>資源管理の取組の結果、クロマグロの資源は回復傾向にあり、昨年の中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 年次会合において、小型魚 10%、大型魚 50%を基本とする増枠等が決定され、日本の漁獲上限も、2025 年から、小型魚 4,407 トン (400 トン増)、大型魚 8,421 (2,807 トン増) に増枠された。また、未使用漁獲枠の繰越については、原則5%以内であるところ、昨年の年次会合では、17%に拡大する特例措置を期限なく適用できることが合意された。</u> 2 <u>昨年合意された WCPFC 保存管理措置は 2026 年に見直しを行う旨規定されているが、今回の漁獲上限の見直しは、現在議論中の新たな管理方式に基づき行われる見込みであるところ、同管理方式の議論を着実に進めていく必要がある。引き続き、漁業関係者の皆様による資源管理の取組を後押ししつつ、国際社会における議論を積極的に主導してまいりたい。</u> 3 <u>なお、今回の資源評価は 2027 年を予定しているが、資源評価については、国際的な科学機関である ISC (北太平洋まぐろ類国際科学小委員会) に関係国・地域の研究者が集まり、相当な時間と労力を費やして実施されるものであり、また、1年間では資源評価に係るデータの更新が限定的なものとなることから、1年ごとの資源評価は現実的ではない。</u>	
1(2) (2) 漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用 ア 沿岸漁業に配慮した配分 国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分と <u>すること。</u> 内容変更 イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し <u>近年、資源量の増加に伴い沿岸域への来遊量が増加している状況を踏まえるとともに、大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に一層配慮し、負担の公平性という観点から、漁業種類や地域間で不公平が生じないよう見直すこと。</u> 内容変更	【水産庁】 1 <u>くろまぐろの国内配分については、水産政策審議会の下に学識経験者や、沿岸漁業者の団体の代表を構成委員とする「くろまぐろ部会」を設置し、そこでとりまとめた「配分の考え方」に基づき行っている。</u> 継続 2 <u>一昨年の増枠を踏まえた国内配分についても、くろまぐろ部会で丁寧に議論した上で令和7管理年度以降の「配分の考え方」を決定し、漁業種類ごとの近年の漁獲実績をベースとしつつ、特に大型魚については、放流等の負担の大きい沿岸漁業に配慮した配分を行ったところである。</u> 継続	

	ウ 定置網漁業の突発的な入網への対応 定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。 [継続] エ 枠の融通と留保枠の有効活用 国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分とするとともに、最大限活用できる仕組みを確立すること。 また、管理年度当初に盛漁期となる地域があることから、留保枠からの上乗せ配分や、当該都道府県の不等量交換による配分を当初枠に反映させるなど、可能な限り早期の配分を実施すること。 漁獲枠の融通について、より機動的に運用できるよう手続きの簡素化を図り、枠の有効活用を促進すること。 [内容変更]	3 さらに、国の留保枠からの配分については、「配分の考え方」に基づき、小型魚・大型魚ともに全量を沿岸漁業に配分しており、追加配分や不等量交換については、都道府県からの要望に基づき、当初枠への反映もできるよう、対応しているところ。 [内容変更] 4 また、都道府県間の漁獲枠の融通についても、より迅速な対応ができるよう見直し等を行っている。 [新規]
1(3)	(3) 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、事務取扱要領で認められている都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件及び運用方法等を見直すとともに、今後の増枠の状況を踏まえ、新規承認を行うこと。 [内容変更] イ 大臣届出漁業である沿岸まぐろはえ縄漁業者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。 [継続]	【水産庁】 1 沿岸くろまぐろ漁業については指示の期間を2年間とし、2年毎に指示内容を検討した上で新たな指示を発出している。また、令和7管理年度においては、都道府県が漁獲可能量の遵守に支障を及ぼさない範囲で、新規承認を日本全体で5,000を超えない数まで認めることとし、結果として約2,800の新規承認があったところである。 [継続] 2 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業の大臣許可を有する者が対象となっている。ご要望にある沿岸まぐろはえ縄漁業者によるクロマグロの漁獲は少ないと承知しており、まずは各県で管理手法の検討をしていただく必要があると考えるが、知事による管理上支障があるような操業をする沿岸まぐろはえ縄漁業者がいるのであれば、その管理手法については個別にご相談いただきたい。 [継続]
2(1)	2 定置網漁業等における管理手法の確立及び支援措置 (1) 漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理 ア 定置網漁業等 定置網漁業における漁獲制限の具体的調整案をはじめ、漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。 規制の方法については、沿岸漁業者に過大な負担が生じないように慎重に対応すること。 [継続] イ 大中型まき網漁業 産卵量を安定して確保するため、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。 [継続] ウ 大臣許可漁業 大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守を徹底させること。 [内容変更]	【水産庁】 1 一昨年(2024年)の増枠を踏まえた国内配分については、くろまぐろ部会で丁寧に議論した上で令和7管理年度以降の「配分の考え方」を決定し、漁業種類ごとの近年の漁獲実績をベースとしつつ、特に大型魚については、放流等の負担の大きい沿岸漁業に配慮した配分を行ったところ。 [継続] 2 また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を推進しているところである。 [継続] 3 産卵親魚の漁獲規制については、 ① ISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施しており、これに基づくWCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。 ② そのため、科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされているところである。 [継続] 4 大臣許可漁業のIQ管理による資源管理については引き続き適切に実施してまいりたい。 [内容変更]

2(2)	(2) 混獲回避に係る技術開発 ア 混獲回避及び再放流技術開発 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。 また、まぐろはえ縄漁業や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。 イ いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発 クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を加速させること。	【水産庁】 1 平成 29 年度から令和2年度まで「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術開発を実施したところである。 2 また、平成 29 年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、平成 30 年度補正予算からは漁船漁業にも対象範囲を拡大している。令和7年度補正予算においても、機器等の導入及び改良に対する支援を実施しており、ご活用いただいているところ。 3 なお、イカを含む他資源への影響については、毎年度、水産研究・教育機構がクロマグロの胃内容物の調査を実施しているところであるが、「くろまぐろの資源量の増加によってスルメイカが減少した」との因果関係を示すデータはまだ得られていない。今後も胃内容物の調査を継続し、水産資源への影響の可能性について注意深く見定めてまいり。 4 また、クロマグロによるいか釣り漁業の操業への影響を軽減する方法については、昨年、水産研究・教育機構が、水中灯の点滅による回避効果について調査を行ったが、更なる検証が必要であるところ。本調査の結果を踏まえ、水産庁として必要な対策を検討してまいりたい。一方、水中集魚灯の調査については、他の沿岸漁業との調整が必要であることから、調査の実施についてご理解・ご協力ありたい。
2(3)	(3) 混獲回避、減収に対する支援制度 ア クロマグロ混獲回避の取組支援 混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入機器の対象範囲を拡大すること。 また、混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得や漁具導入等への支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。 イ 混獲回避型休漁支援 混獲回避のための休漁支援については、採捕停止の長期化に見合う損失補填となるよう、実態に即して補助の発動条件を緩和するとともに、補助対象日数の拡大等、補填額の適正化を図ること。 ウ 漁業収入安定対策事業の拡大 資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営を継続できるよう、支援措置を継続的に実施するとともに、法制化についても検討すること。 エ いか釣り漁具被害対策 クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚げ額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。	【水産庁】 (ア及びイについて) 1 クロマグロの放流等による混獲回避への取組に対し、令和6年度及び令和7年度の補正予算により、混獲回避用の機器等のデータを提供する場合は支援上限額を 400 万円に引き上げる等、事業の拡充を行った。また、混獲回避のための休漁支援の予算を確保するとともに、小型魚から大型魚へ漁獲対象を転換する取り組みを支援する事業を開始するなど、支援策の更なる充実を図っているところである。 2 厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたい。 (ウについて) 1 計画的な資源管理等に取り組む漁業者が、漁獲変動などに伴い一定以上の減収が生じた場合には、漁業収入安定対策事業によりその減収を補填するなどしており、令和7年度補正予算で 183 億円、令和8年度当初予算で 160 億円を措置したところ。 2 現行の積立ぶらすは、平成 23 年の創設以来、15 年以上にわたり、毎年の予算編成過程により、必要な予算を確保しているところであり、当面、法制化の必要はないと考えている。 (エについて) 1 操業被害による漁業収入の減少については、漁業共済及び積立ぶらすにより支援を行っている。なお、スルメイカについては、令和7年度から積立ぶらすの補償水準を特例的に引き上げる「強度資源管理タイプ」の対象に追加したところである。 2 また、クロマグロによる漁具被害に対する支援のご要望については、耐用期間が短い消耗品的な漁具であり、保険の仕組みでカバーするのはハードルが高いのが実情。

2(4)	(4) 漁獲状況を把握するシステム構築 漁獲報告に係る現場の事務負担の軽減を図るため、漁獲状況をリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。 継続	【水産庁】 1 クロマグロについては、各漁業協同組合や都道府県の関係者の皆様に、迅速な漁獲報告にご協力をいただいているところである。 継続 2 漁獲報告における現場の事務負担の軽減については、既に全国500箇所以上の産地市場・漁協等から水揚げ情報を収集する体制を整備したところであり、こうしたシステムを御活用いただきながら、引き続き、関係都道府県の協力の下、システム間の連携強化や利活用の推進を図り、現場の負担軽減に取り組んでまいりたい。 内容変更
3	3 遊漁者等の操業自粛措置 (1) 周知指導 広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実効性を高めるため、国は資源管理制度を広く周知し、関係省庁が広域的かつ横断的に連携して監視活動を強化するとともに、採捕自粛や停止の指導を徹底し、違反者への取締りを強化すること。 継続 (2) 採捕報告 遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの強化と法体系を整理すること。 継続 (3) 遊漁制度 クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。 継続	【水産庁】 (1)について 1 クロマグロ遊漁に関する資源管理措置の内容については、水産庁ホームページ、ポスターなどのほか、釣り関係団体や釣り関係メディアなどの協力を得ながら、あらゆる手段を用いて周知を図っている。 継続 2 また、水産庁ホームページで最新の採捕量を随時更新し、大型魚の全国の採捕数量が各月の上限を超えるおそれがある場合は、当該月の末日まで採捕を禁止する旨を公示し、都道府県や釣り関係団体を通じて遊漁者への周知徹底を図っている。 継続 3 さらに、取締りについては、これまでも都道府県や海上保安庁と連携してマリーナでの実地指導等を実施しているところであり、違反が確認された場合には、農林水産大臣による裏付命令を発出しているところである（当該命令に従わなかった場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金等）。引き続き、関係機関と連携しつつ、取締りの強化を図ってまいりたい。 継続 (2)について 4 遊漁で採捕したクロマグロの報告については、報告用 Web サイトや LINE から採捕量等の報告を義務付けており、報告期限については、令和8年度は、令和7年度から引き続き、陸揚げ後1日以内とし、迅速な報告を求めている。 継続 5 また、採捕報告を集計する際に報告内容に不審な点があった場合、報告者に連絡し、報告内容等の確認を行うとともに、疑義情報に接した際には、関係機関と連携して調査等を行っている。 継続 (3)について 6 今後のクロマグロ遊漁管理については、令和6年3月に策定・公表した新たな資源管理ロードマップに基づき、現行の制度・運用について強化するとともに、令和8年4月に導入した届出制による管理を推進し、管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的な TAC による数量管理への移行を推進していくこととしている。 継続

IV 沿岸資源の適正な利用について

R8 年度提案趣旨		
水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用が不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に丸となって取り組んでいます。 一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが、大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用をめぐり競争が恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いに対する沿岸漁業者の懸念は依然として解消されていません。 また、北太平洋の公海におけるサンマについては、令和6年4月、北太平洋漁業委員会（NPFC）で、令和6年の措置として、公海におけるTACを15万トンから13.5万トンに削減する等の措置が合意されたものの、この漁獲枠は近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船による大量漁獲と我が国漁業への悪影響が懸念されます。 さらに、大中型まき網漁業等においてクロマグロの漁獲制限を受け、マダイやブリなど他の魚種に漁獲対象の転換が進めば、沿岸の漁業資源への影響が一層拡大することも危惧されます。 つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次のとおり要望いたします。		
R8 年度提案		回答、状況等
1(1)	1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 (1) 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るため、関係者会議を積極的かつ継続的に開催すること。 また、沖合漁業に対し、沿岸漁業者が自主的にしている資源管理措置への参画及び遵守を指導すること。 さらに、大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しを行い、実効性のある規制措置を検討すること。 内容変更	【水産庁】 1 水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。 2 水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、一方的な大臣許可漁業に対する規制の強化は困難であるが、漁業の特性や、海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 継続
1(2)	(2) カツオ、スルメイカにおける漁業調整 カツオやスルメイカにおいては、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競争等が生じていることから、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用及び操業調整の取組みを進めること。 また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中が沿岸漁業の資源利用に悪影響を及ぼさないよう、TAC管理等の資源管理の強化に加え、国主導で関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。 継続	【水産庁】 1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあるところ、漁業の特性や、海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。 継続
1(3)	(3) 海洋環境の変化への対応 海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。 また、漁獲効率の高い大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。 継続	【水産庁】 1 適切な資源管理を推進するためには、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。昨年3月に策定・公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、資源調査や海洋観測等により、生物情報や海洋環境データ等を収集し、最近の急激な海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価に取り組んでいるところである。 また、(国研)水産研究・教育機構では漁海況予報の発表も実施しており、こちらについても精度向上に取り組んでいるところである。 継続

		2 また、沿岸漁業であれ、沖合漁業であれ、海洋環境や水産資源が変化・変動する中、これに適応する操業が求められていると認識しており、水産庁としては、このような対応への支援を行っている。 継続 3 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が行われるよう指導してきたところであり、大中型まき網漁業に限らず、一方的な規制強化は困難であるが、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 継続
1(4)	(4) 沖合漁業の漁船の大型化への対応 いわゆる「もうかる漁業」や「IQ導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃」との方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場に悪影響を及ぼし、沿岸漁業者の操業に支障を生じさせるおそれがあることから、このような措置を進めるに当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスのとれた規制を行うこと。 継続	【水産庁】 1 労働人口が減少する中で、漁業を職場として選んでもらうためには、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性の向上を進めていくことが重要であり、そのためには大型化が必要となる場合があると考えている。 内容変更 2 一方で、資源の適切な管理も確保する必要があることから、漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業創設支援事業）において、居住性・安全性・作業性の高い大型漁船の導入等による収益性向上の実証の取組への支援を行う際には、これまでも、適切な資源管理措置を講じることにより資源への悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。 継続 3 漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当て（IQ）が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、適切な資源管理の実施や紛争防止のための取組も進めていく所存で、漁業の存続を図るためにこうした対策を講じていることについてご理解いただきたい。 内容変更
2(1)	2 沖合漁業の操業秩序の確立 (1) VMS を有効に活用した取締強化 大中型まき網漁業の付属船も含め、VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。 また、VMS 航跡情報について、国だけでなく都道府県でも確認できるよう、体制を構築すること。 さらに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは把握できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。 内容変更	【水産庁】 1 違法操業の監視・取締りに当たって、漁船の操業状況等を把握できる「衛星船位測定送信機（VMS）」の重要性は高まっていることから、 ・ 全ての大臣許可船について、VMS の設置・常時作動を義務づけ、 ・ さらに令和5年度に漁業法を改正し、通信を妨害する行為等を禁止するとともに、罰則（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）を措置したところである。引き続きVMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。なお、漁業法上、VMS の設置等の義務は許可船舶が対象であり、付属船は対象になっていない。 内容変更 2 禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMS では把握できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。 継続 3 違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行うよう努めるとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等」に基づき厳正に対処してまいりたい。 継続 4 なお、操業秩序を維持するためには、沖合漁業だけでなく沿岸漁業についても違法操業が必要であり、都道府県による指導・取締りの徹底をお願いする。 継続

2(2)	<u>(2) AIS の利用普及</u> AISの利用普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。 継続	【水産庁】 1 AIS の利用普及については、 ① 設置漁船に対する漁船保険料の助成 ② 高齢漁業者等を対象に衝突事故防止に資するAIS の導入支援等の取組を実施しているところである。 継続 削除 ③ スマートフォンを活用した AIS アプリの利用促進 2 また、国土交通省を始め関係各省と連携したリーフレット等による周知啓発の実施等、AIS の普及に向けた指導に努めている。 継続 3 <u>貴会からも、当該リーフレット等を活用して、AIS の普及啓発にご協力をお願いする。</u> 内容変更 (参考)リーフレット掲載先 https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/anzen-87.pdf 削除 <u>これらの取組を通じ、引き続き関係省庁と連携しながら、漁業の安全対策に取り組んでまいりたい。</u> 【国土交通省海事局】 AISの設置が義務付けられている漁船については、船員法体系において、操業中を除き、常時作動させることを船長に義務付けており、引き続き、航行中のAISの作動が徹底されるよう周知等を行ってまいります。 継続
3	<u>3 マサバ太平洋系群の適正利用</u> 親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き資源管理の取組みを強力に指導すること。 <u>また、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、実態に応じた漁獲割当量の設定及び漁獲物の組成の透明化等、資源に影響が及ばないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全な操業を確保すること。</u> <u>さらに、伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に過剰な漁獲圧がかからないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。</u> 内容変更	【水産庁】 1 マサバ太平洋系群については、令和2年7月から、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)を実現する資源量水準の達成を目標とする TAC 管理を開始するとともに、ご指摘の大中型まき網漁業においては、令和3管理年度より漁業法に基づく漁獲割当て(IQ)方式により管理をしているところである。また、令和6年度中に資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)を3回開催し、その結果を踏まえて資源管理方針を見直したところであり、引き続き適切な資源管理を行ってまいりたい。 継続 2 我が国 200 海里水域におけるロシア漁船の操業については、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、日本漁船の安全な操業を確保するため、ロシア漁船の操業禁止期間や操業禁止区域、ロシア漁船と我が国漁船の船間距離の確保等の操業規制を導入してきたところ。また、ロシア漁船に対しては、これらのルールの指導・取締りを行うとともに、立入検査等により漁獲量等の確認を実施している。引き続き、合理的な漁獲割当量の設定及び日本漁船の安全確保に向け交渉に臨むとともに、国内における資源管理の効果が損なわれないよう監視・取締りに取り組んでまいりたい。 内容変更 3 伊豆諸島近海海域においては、沖合・沿岸含め複数の漁業が同資源を利用していると承知しているが、その利用の在り方については、数量管理を基本としつつ、地域の各漁業における漁場利用の実態も踏まえ、漁業調整と適切な資源管理が両立するよう、関係漁業者に対し指導してまいりたい。 継続

4	4 カツオ資源の適正利用 近年の<u>日本沿岸域への来遊量の減少</u>について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、<u>最新の資源評価に基づく国際的な管理方式や管理措置の見直しを推進すること。</u> 内容変更	【水産庁】 1 我が国沿岸へのカツオの来遊量の回復に向け、科学的な知見に基づき、実効性のある国際的な資源管理の実施が必要であることは認識している。 継続 2 2022年にWCPFCで採択された<u>暫定管理方式</u>では、親魚量が一定の水準を下回った場合に、漁獲努力量や漁獲量<u>を制限する措置等</u>が定められている。 内容変更 3 <u>また、2025年に実施されたカツオの資源評価では、現在、カツオの資源状態は過剰漁獲でもなく、乱獲状態にも陥っていないとされているが、引き続き管理方式が適切に実施されるよう対応してまいりたい。また、2027年にはかつおを含む熱帯まぐろ類の保存管理措置の見直しが予定されており、科学的根拠にもとづく保存管理措置の導入に向け取り組んでいく所存。</u> 内容変更 削除 4 なお、水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。
5	5 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用 北太平洋公海における外国船の漁獲圧が高まっていることから、<u>サンマやマサバなど公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、TACの更なる縮減など、より実効性の高い資源管理措置が実現するよう協議を進めること。</u> <u>また、公海におけるサンマやマサバの資源調査の充実を図るとともに、外国漁船による大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図ること。</u> <u>さらに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。</u> 継続	【水産庁】 <国際的な資源管理の推進> 1 北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、2015年に我が国の主導によりNPFC（北太平洋漁業委員会）を設立し、国際的な資源管理の議論を進めている。 継続 2 サンマについては、本年4月に開催されたNPFC第10回年次会合において、2025年の措置として、公海におけるTACを昨年の<u>12万1500トンから5%削減した11万5425トン</u>に削減する等の措置が合意された。 内容変更 3 <u>サバ類</u>についても、同会合において、公海における漁獲量を昨年の<u>7万1千トンから、5万1千トン</u>に制限する措置が合意された。 内容変更 4 さらに<u>管理措置の強化</u>に向けて、来年4月の次回年次会合に向けて、引き続き関係国・地域に積極的に働きかけを行っていく所存である。 継続 <科学的評価の実施> 5 また、外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲及び海洋環境の変化が資源に与える影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めるとともに、資源評価の精度向上を図ってまいりたい。 継続

6	6 海上大規模開発事業の関係者説明 風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元<u>だけでなく</u>漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明<u>する</u>よう開発者を指導すること。 継続	【水産庁】 1 現在、国全体として、2050 カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーを推進しており、洋上風力発電設備の設置については、「<u>海洋再エネ整備法</u>」(<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律</u>)に基づき、漁業等との調和に配慮しながら進めることとされている。 継続 2 同法では、洋上風力発電事業の実施により「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」が要件の一つとして規定されている。そのため、具体の案件形成においては、関係漁業者への十分な情報提供や議論を行い、漁業への支障の有無を確認する必要があると考える。 継続 3 案件によっては、関係する漁業者が、地元の漁業者に限られない場合もあることは認識しており、関係都道府県に対しては、利害関係のある漁業者をきちんと把握し、その者の意見を丁寧に聴いた上で進めるよう求めているところ、引き続き、経済産業省及び国土交通省（<u>海再エネ整備法</u>の主務省庁）とも連携して対応してまいりたい。 継続
---	--	--

V 漁業法改正後の制度運用について

R8 年度提案趣旨		
改正漁業法では、TAC <u>対象魚種</u>の拡大など新たな資源管理措置が<u>導入され</u>、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が<u>不可欠</u>です。 <u>一方で</u>、対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれて<u>おり</u>、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。 また、新たな制度の運用に<u>当たっては</u>、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減<u>も</u>求められて<u>います</u>。 つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。		
R8 年度提案		回答、状況等
1(1)	1 改正漁業法施行後の事務の円滑化 (1) 事務の円滑化 改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。 新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。 継続	【水産庁】 1 これまでも、漁業法の円滑な運用のため、定期的に都道府県会議を開催し、都道府県担当者の理解を深めるとともに、各地域において漁業協同組合や漁業者等の関係者に対する説明会等を実施してきたところである。 継続 2 円滑な制度運用に向けては、都道府県や関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施するとともに、様々な課題に対して、必要な指導・助言を行ってまいりたい。 継続 3 また、<u>システムについては</u>、既に全国 500 箇所以上の産地市場・漁協等から水揚げ情報を収集する体制を整備したほか、<u>漁船登録や漁業許可についても、一元的に管理可能なシステムを構築し、都道府県によるデータ移行を順次進めているところである。</u> 内容変更 4 引き続き、令和6年3月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に沿って、<u>関係都道府県の協力の下、システム間の連携強化や利活用の推進を図り、現場の負担軽減に取り組んでまいりたい。</u> 内容変更
1(2)	(2) 申請、報告システムの構築 システムの構築と運営について、現場の<u>負担軽減のため</u>、必要な技術的・予算的支援を十分に行うこと。 継続	
2(1)	2 新たな資源管理措置等 (1) 資源評価の精度向上 <u>利用可能な最大限の漁獲データを用いることに加え、同一資源を利用する外国漁船や遊漁者の漁獲実態を踏まえるとともに、研究機関の体制の強化・拡充を図り、資源評価の精度を向上させること。</u> <u>また、精度の高い資源評価や適正・柔軟な TAC 運用方法が確立されるまでは、厳格な数量管理を行わないこと。</u> 新規	【水産庁】 1 <u>資源評価の精度向上のため、漁業者からの漁獲データの他、漁船で取得された魚群探知機データの活用に取り組んでいるところ。</u> <u>また、遊漁の漁獲量については、キンメダイの資源評価において推定がなされてきたところであるが、その他の資源においても実態把握・情報収集及び評価結果の反映について検討を実施しているところ。</u> <u>外国漁船の漁獲量については、統計情報の活用とともに、人工衛星データの活用による推計等を実施しており、引き続き地域漁業管理機関等における研究者間の意見交換及び情報共有等を図ってまいりたい。</u> <u>令和8年度当初予算及び令和7年度補正予算の活用による上記の取組及び研究機関の体制強化・拡充により資源評価の精度向上を図ってまいりたい。</u> 新規 2 <u>新たにTAC管理の対象となった資源については、課題解決を図りながら段階的に順次TAC管理を実施するステップアップ管理を導入することとしている。</u> 新規

2(2)	(2) 自主的な資源管理の評価 新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価すること。 <u>その上で、当該管理手法が十分な効果を発揮している魚種については、資源評価の中で自主的な資源管理の効果が明確に分かるような配慮や、漁獲量管理に固執せず自主的な資源管理での対応を検討すること。</u> <u>また、従来より関係都道府県が連携して資源管理に取り組んでいる資源については、引き続き国が資源管理体制を維持すること。</u> 内容変更	1 漁業法に基づく資源管理においては、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)を実現する資源量水準の達成を目標とし、TACによる管理を基本としつつ、稚魚の生育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとしている。 継続 2 漁業者によりこれまで行われてきた自主的な管理については、地域の実態に応じて行われてきた重要なものであり、引き続き法に基づく資源管理協定等を活用して、数量管理との組み合わせにより実施してまいりたい。 <u>自主的な資源管理の取組等が資源に与えている影響を資源評価結果報告書においてお示しすることについて、資源評価を行う試験研究機関の議論をふまえ、個別に検討してまいりたい。</u> 内容変更 3 資源管理協定については、その取組の効果の検証等を適切に実施するため、令和8年3月にガイドラインを策定したところであり、科学的知見を踏まえて検証するなど、資源管理協定制度の適切な運用に努めてまいりたい。 新規 4 漁業法においては、国と都道府県には水産資源の保存及び管理を適切に行う責務を有するとされている。引き続き都道府県と連携して、漁業生産力の発展に取り組んでまいりたい。 新規 削除 また、現時点で利用可能な最善の科学情報を踏まえ、系群毎に資源評価を実施しており、この結果に基づき資源管理を行っているところであり、新たなTAC資源の拡大は、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進し、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入(ステップアップ方式)により課題解決を図りながら進めてまいりたい。
2(3)	(3) TAC対象魚種追加等の慎重な議論 TAC対象魚種の追加等による資源管理の推進に当たっては、漁業者への影響が大きいことが懸念されるため、漁業者や関係団体に分かりやすく説明し、スケジュールに固執せず、十分な理解と同意を得た上で進めること。 <u>また、資源状況、漁業実態、経済価値に加え、対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて、慎重に議論すること。</u> 内容変更	【水産庁】 1 TAC資源の拡大は、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進し、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入(ステップアップ方式)により課題解決を図りながら進めている。 継続 2 資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲できる量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するもの。<u>漁業者が資源管理に取り組む過程で一定以上の減収が生じるような場合には、漁業収入安定対策事業により、短期的に生じる収入の減少を補填する仕組みを続けているところ。</u> 内容変更
2(4)	(4) 漁業経営に配慮した漁獲管理 複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。 <u>また、資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。</u> 継続	【水産庁】 1 資源ごとにTACを設定し、管理する現在の方法では、魚を選択して獲ることが難しい漁業では、漁獲される資源の中で最も資源状態が悪い資源に合わせた管理になり、過度に非効率な漁業となりがねないリスクがあることは、TAC管理を進めていく上での課題であると認識している。 継続 2 ご指摘の混獲の対応を含め、令和6年3月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」において、TAC管理を円滑に進めるにあたっての課題について、各資源の特性や漁業の実態を踏まえて、漁業関係者と協力しながら解決を図ることとしており、TAC管理のステップアップ期間も活用して、資源ごとにどのような工夫ができるのかを引き続き検討してまいりたい。 継続

		3 <u>資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもよい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するもの。漁業者が資源管理に取り組む過程で一定以上の減収が生じる場合には、漁業収入安定対策事業により、短期的に生じる収入の減少を補填する仕組みを続けているところ。</u> 新規
2(5)	<u>(5) TAC 管理の柔軟な運用</u> <u>従来から行われている都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通、次期管理期間からの前借について、より円滑な実行を図ること。</u> <u>併せて、複数年管理や迅速な資源の再評価による期中の TAC 調整を可能とするなど、資源の上振れ発生時や、やむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築すること。</u> 新規	【水産庁】 1 <u>TAC管理においては、突発的な加入や漁場形成の変動等に対応し、資源の有効活用を図るため、漁業法の下、資源の特性や漁業の実態を踏まえて柔軟な運用をすることが重要と考えている。</u> 新規 2 <u>このため、現在、枠の融通や国の留保からの迅速な配分、リスク評価結果を踏まえた翌管理年度とのTACの調整等の運用を行っているところであり、引き続き、より良いTAC管理を実現するための手法を検討してまいりたい。</u> 新規
2(6)	<u>(6) 正確な漁獲量を把握する仕組み</u> TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。 継続	【水産庁】 1 <u>漁獲物が産地市場を通らずに流通する場合においても、TAC魚種を採捕した漁業者本人が漁獲報告を行う必要がある。なお、水産庁においては、漁業者本人が報告することが可能なシステム整備を既に完了しているとともに、都道府県によっては、電子的に報告するためのアプリケーションを作成し、国のシステムと連携することで正確な漁獲量の集計に利用いただいている。</u> 内容変更 2 流通経路については、資源ごとに様々であることから、新しいTAC 資源については、「TAC 管理のステップアップ」のステップⅠの期間において実態を把握し、関係都道府県等と協力しながら、より正確な漁獲量把握の体制整備を進めてまいりたい。 継続
2(7)	<u>(7) 定置網漁業等の特性に応じた数量管理技術開発</u> 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。 継続	【水産庁】 1 <u>令和3年度から水産庁補助事業「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、特定の魚種が入網しているかどうかを陸上で確認できるようにする技術や、<u>効率的かつ効果的な放流を実現するため、入網した魚群を集め移動させる</u>技術などを開発中である。</u> 継続 2 <u>引き続き、技術の開発を推進するとともに、開発した技術の普及に努めてまいりたい。</u> 継続

VI 外国漁船問題等について

R8 年度提案趣旨		
近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立に向けた努力が続けられている一方、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域（EEZ）、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いています。 我が国 EEZ 内では、韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化し、中国のサンゴ密漁船が放置したサンゴ網や、韓国漁船のカニかご等の投棄漁具により漁場の荒廃や資源の減少を招くとともに、一部の外国漁船にあっては我が国いか釣り漁船の集魚したイカを不当に漁獲するなど、深刻な問題となっています。 また、暫定水域を含む広い海域に分布する魚種については、TAC 魚種の拡大を議論する前提として、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理体制を構築する必要があるとの意見も出されています。 さらに、外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当て逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。 加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年以降、これまでにない頻度で発射され、令和5年6月15日にはベにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下する事案も発生し、一步間違えれば大惨事となった可能性がありました。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。 つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくことができるよう、次のとおり要望いたします。		
R8 年度提案	回答、状況等	
1	1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定 竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序及び資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意内容が履行されていない現状を踏まえ、国が調整すること。	【水産庁】 1 竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決するため、適切な外交努力が行われるとともに、排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と連携を図ってまいりたい。 2 また、我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間における協議や協力を積極的に推進してまいりたい。 3 漁場交代利用及び海底清掃の問題については、これまでも長年にわたり韓国政府に対し、強い姿勢で問題解決に向けた働きかけを行っている。今後とも、暫定水域における資源管理及び操業秩序の問題の解決に向け、しっかりと取り組んでまいりたい。 【外務省】 竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、我が国はこの問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考え。 排他的経済水域の境界画定の問題は、我が国の主権的権利等に関わる極めて重要な問題と考えている。 今後とも双方にとって受入れ可能な合意が得られるよう努めていく考え。 暫定水域内の問題については、これまで外務省としても韓国政府に対し、問題解決に向けた働きかけを行っている。今後とも、しっかりと取り組んでまいりたい。
2(1)	2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 (1) 日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制 日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、 <u>地理的中間線から東側の</u> 我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。 また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。	【水産庁】 1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めているが、まずは、操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしてまいりたい。 2 なお、先島諸島の南側水域など、取決め適用水域の拡大について、台湾側と協議するつもりはない。

		【外務省】 日台民間漁業取決めに関し、適用水域に関する御指摘については重く受け止めている。本年（2026年）1月に台湾で日台漁業委員会が開催され、2026年漁期の操業ルールについて漁業者の方々も交えて粘り強く交渉を行った結果、日本漁船が操業する水域への台湾漁船の漁具流出を回避するため、台湾側にて漁業者に対する指導や行政処分を含む実効性のある措置を講じることで一致したと承知。 まずは、今回一致した操業ルールが適切に実施され、漁業者の方々の操業の安全が確保されるよう、関係省庁と連携しつつ、全力を尽くしたい。 既存の取決め対象の水域以外について、本取決めの対象として協議すべきではないと考えている。いずれにせよ、政府としては、同委員会での協議等を通じ、操業ルールの適切な実施の確保及び改善が図られるよう、引き続き全力を尽くしてまいりたい。 内容変更
2(2)	(2) 日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船のPI保険加入の義務化 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大や操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めるとともに、台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。 継続	【水産庁】 1 日台民間漁業取決め適用水域における日本漁船の操業については、操業ルールの必要な見直しと適切な実施の確保により、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できることが重要と認識している。 継続 2 本年1月の日台漁業委員会では、2026年漁期の操業ルールについて、前年の協議において操業ルールに明確に規定された、八重山北方三角水域における日本漁船が操業する水域への台湾漁船の漁具流出を抑止するための台湾側の措置を、実効性のあるものとする旨規定された。 内容変更 3 今後とも、関係漁業者と十分に意見交換しながら、日本漁船が台湾漁船とのトラブルなく操業できるよう、台湾との協議に取り組んでまいりたい。 継続 【外務省】 VI-2(1) 参照
2(3)	(3) 韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立 韓国漁船の我が国 EEZ 内への入漁が再開された場合、以前のように我が国漁船との操業トラブルが頻発する恐れがあるため、韓国漁船が我が国EEZ内で操業できない状況を維持すること。 日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対し、韓国政府へ操業秩序やルールの厳守を要請するとともに、効果的な資源回復・管理対策を講じること。 また、海底清掃に係る民間合意については、その趣旨が十分反映されるよう国として積極的に関与すること。 さらに、ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、TAC 魚種拡大の議論に先立ち、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理体制を構築することが必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、これら体制の確立に向けた協議を進めること。 また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。 内容変更	【水産庁】 1 韓国漁船の我が国 EEZ 内への入漁については、我が国漁業者の意向を踏まえて対応してまいりたい。 内容変更 2 暫定水域における資源管理や操業秩序の問題については、これまでも韓国政府に対し、強い姿勢で問題の解決に向けて働きかけているところ。引き続き、しっかりと取り組んでまいりたい。 継続 3 海底清掃については、民間合意を行った主体である大日本水産会とよく連携の上、暫定水域における資源管理や操業秩序の問題と合わせて必要な対応をしてまいりたい。 内容変更 4 また、分布域に暫定水域を含む魚種について、我が国としても暫定水域を含めた日本海の資源調査を実施してきたところ。資源評価等に関する関係国との連携強化は重要であり、本年1月に日韓科学者会合を開催したところ。 内容変更 【外務省】 現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていること等が大きな問題となっている。 このため、2016年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めている。 これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかり取り組んでいく。 継続

2(4)	(4) 中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策 中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船に操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。 また、中国国内法でも禁止されているさんご網漁業について、取締りを可能にする体制を構築し、再発防止を徹底するとともに、放置されたサンゴ網の除去による漁場回復対策を充実、強化すること。 さらに、北緯 27 度以南の海域について、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。 継続	【水産庁】 1 日中暫定措置水域および北緯 27 度以南水域における中国漁船の操業については、まずは、現行の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。 継続 削除 なお、北緯 27 度以南水域については、日中漁業共同委員会の協議対象と位置づけられている。 2 中国さんご船による密漁は根絶すべきものであり、水産庁は中国さんご船船長を令和4年 12 月に漁業主権法違反で逮捕したところ。引き続き適切な取締りを行ってまいりたい。日中暫定措置水域等で中国さんご船を視認した場合は、中国当局に対して通報の上対応を求める等、さんご船根絶に向けた取組を引き続き進めてまいりたい。 また、さんご網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(VI-4と同旨)。 継続 【外務省】 日中漁業協定に関し、御指摘については重く受け止めており、政府部内でもしかるべく共有したい。頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業関係の個別具体的な問題について、二国間当局間のルートを通じてしっかり対応していく。 継続
2(5)	(5) 対ロシア漁業の操業機会の確保 北海道では、日ソ地先沖合漁業協定をはじめ、ロシア連邦との4漁業協定に基づく漁業が行われているが、<u>その</u>1つである「北方四島周辺水域操業枠組協定」に基づく操業は、令和5年1月以降、ロシアが政府間協議に応じない<u>ことから</u>出漁できない状況が続いている。 対ロシア漁業は、漁業生産はもとより、水産加工などの関連産業の裾野も広く、地域経済に大きく貢献する重要な漁業であることから、今後も協定に基づく操業機会の確保を強力に推進するとともに、漁業者が希望する操業条件の実現に向けた積極的な外交交渉と国による支援を継続的に行うこと。 継続	【水産庁】 1 現在、日ロ関係は全体として厳しい中にあるが、ロシアとの漁業交渉については、我が国の漁業活動に係る権益の維持・確保の観点から、ロシアによるウクライナ侵略以降も、操業機会及び漁業者の要望を踏まえた操業条件等が確保できるよう対応してきたところである。 継続 2 ただし、ロシア側に対しては、日本水域においてロシア漁船の操業による影響を受けている日本の漁業者からの要望(ロシア漁船に対する操業規制等)も踏まえて対応する必要があることから、バランスのとれた交渉結果が得られるよう慎重に対応してまいりたい。 継続 3 また、ロシアとの4つの協定等のうち、北方四島 周辺水域 操業枠組協定に基づく操業については、ロシアによるウクライナ侵攻以降、ロシア側が協議に応じず、関係漁業者が操業できない状況が続いている。水産庁としては、関係漁業者の操業機会の確保が重要と考えており、操業が早期に再開できるよう、外務省と連携し、引き続き対応を行ってまいり。 継続 4 なお、北方四島周辺水域における我が国漁業者の操業に関しては、漁業者の円滑な操業に必要な経費を助成する「北方海域出漁者経営安定支援事業」等を、我が国 200 海里水域内における我が国漁業者によるロシア系さけ・ますの漁獲に関しては、同資源の保存及び管理について協力するための「さけ・ます漁業協力事業」を引き続き実施している。 継続

		【外務省】 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、日露関係は全般的に厳しい状況にあるのは御承知のとおり。他方、日本政府としては、漁業等の実務的な取組については、漁業者の権益、また、我が国の漁業権益を踏まえ、しっかりと継続していく方針。 こうした考えの下、ロシアによるウクライナ侵略開始後も、漁業分野の3つの政府間協定及び1つの民間取決めに基づく操業ができるようロシア側とやり取りを重ねてきており、昨年(2025年)も、日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定、貝殻島昆布協定に基づく操業が実現。 他方、残念ながら、北方四島周辺水域操業枠組協定については、ロシア側は我が国の対露制裁を理由に政府間協議に応じておらず、2023年以来操業が実施できていない。枠組協定は、日露間の懸案である北方領土周辺水域における北方領土隣接地域の漁業者による安全操業を実現するものであり、また、地域経済にも貢献してきた。政府としては、こうした点もしっかりと踏まえ、枠組協定の下での操業を早期に再開できるよう、引き続きロシア側に働きかけていく。 引き続き、漁業者を含む関係者の御要望を踏まえながら、水産庁と連携し、安定的な操業を可能な限り支援していく。 継続
2(6)	(6) EEZ 内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止 EEZ 内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を維持、継続すること。 また、実際に漁具被害が発生している状況を踏まえ、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。 継続	【水産庁】 1 漁具被害への漁業者の懸念は十分理解しており、被害を未然に防止するため、日本側からロシア側に四半期ごとに日本の漁業者の漁具設置海域を通報し、ロシア側がロシア漁船への情報伝達及び慎重な操業の指導を徹底する体制を構築している。 継続 2 2022 年以降はロシア漁船が原因と思われる漁具被害に関する情報が寄せられていない状況ではあるが、引き続きこうした取組を継続していく考えである。 継続 3 なお、外国漁船による漁具被害が発生した場合には、韓国・中国等外国漁船操業対策事業において、被害漁具の原状復帰のために必要な経費の1/2以内を支援することとしているところ。 継続 【外務省】 ロシア・トロール船に関する日本の漁業者の懸念事項については、日ソ地先沖合漁業協定に基づく交渉において水産庁代表からロシア政府の代表に対して累次にわたり伝達してきている。 漁具の設置位置についても、交渉の結果に基づき、在ロシア大使館及び在ウラジオストク総領事館を通じてロシア側に通報してきているが、引き続き水産庁と連携し、通報体制をしっかりと維持するとともに、漁具被害の防止に努めていきたい。 継続
3(1)	3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ① 領海及び EEZ 内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施 サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐため、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。 継続	【水産庁】 1 水産庁では、令和元年度から令和3年度にかけて漁業取締船2隻を大型化するとともに2隻を増隻し、本年度は計46隻の漁業取締船で監視・取締活動を行うことになる。 内容変更 2 また、漁業取締船に乗船する漁業監督官等について、令和元年度から本年度までの7か年で、海事職を 34 名、その他8名を増員するとともに、令和4年4月に漁業取締課内に外国漁船の対応に特化した外国漁船対策室を設置した。 内容変更 3 外国漁船の取締りにあたっては、違法操業を防止するため、違反が頻発する海域・期間に重点的に漁業取締船・取締航空機を配備し、監視・取締活動を行っている。 継続 4 特に、大和堆周辺水域の我が国排他的経済水域においては、周年にわたり配備している漁業取締船に加え、我が国いか釣り漁業の漁期が始まる前の5月からは更に漁業取締船等を重点的に配備し、海上保安庁とも連携して対応を行っている。 継続

	5 今後とも、漁業取締体制の更なる強化のため、取締船の装備面の強化・充実、漁業監督官の増員等を図り、引き続き、我が国漁業者の安全な操業を確保できるよう努めてまいりたい。 継続 【参考1 水産庁漁業取締船の隻数の推移】（年度） <table><tr><td></td><td>R 1</td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td><td>R 8</td></tr><tr><td>官船</td><td>8</td><td>8</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>8</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>用船</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td></tr><tr><td>合計</td><td>45</td><td>45</td><td>46</td><td>46</td><td>46</td><td>45</td><td>45</td><td>46</td></tr></table> 【参考2 取締関係の定員数の推移】（年度） <table><tr><td></td><td>R 1</td><td>R 8</td></tr><tr><td>海事職（取締船）</td><td>198</td><td>232</td></tr><tr><td>漁業監督専門官・専門職</td><td>129</td><td>137</td></tr><tr><td>合計</td><td>327</td><td>369</td></tr></table> 【海上保安庁】 海上保安庁では、我が国の領海及び排他的経済水域において巡視船艇・航空機によるしゅう戒を行い、外国漁船の動静把握に努めるとともに、違法操業を行う外国漁船に対しては、水産庁とも連携し、厳正に対処しております。 また、<u>海上保安体制の拡充について、令和4年12月に決定された「海上保安能力強化に関する方針」の中において、外国漁船の監視・取締り体制の拡充が含まれております。</u> 大型巡視船や航空機の増強のほか、必要な要員の確保等を推進しているところであり、外国漁船の監視・取締りに万全を期してまいります。 継続		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	官船	8	8	9	9	9	8	8	9	用船	37	37	37	37	37	37	37	37	合計	45	45	46	46	46	45	45	46		R 1	R 8	海事職（取締船）	198	232	漁業監督専門官・専門職	129	137	合計	327	369
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8																																									
官船	8	8	9	9	9	8	8	9																																									
用船	37	37	37	37	37	37	37	37																																									
合計	45	45	46	46	46	45	45	46																																									
	R 1	R 8																																															
海事職（取締船）	198	232																																															
漁業監督専門官・専門職	129	137																																															
合計	327	369																																															
3(2)	(2) 外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や漁業関係機関に対する情報提供 中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為について、再発防止の徹底を図ること。 また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から、周辺で操業する漁船や関係機関へ即時に情報提供できる体制を一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心して操業できるよう対策を強化すること。 継続 【水産庁】 1 中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする動きを見せた場合は、日本漁船の安全を確保するため海上保安庁が対応を行っている。また、同事案が発生した際には、外交ルートにおいても、直ちに中国側に厳重に抗議し、再発防止を強く求めている。 継続 2 水産庁は、尖閣諸島周辺水域に漁業取締船を配備し、海上保安庁と連携して同諸島領海内への外国漁船の侵入防止を図っている。なお、取締活動で得られた情報は漁業取締りに関わる情報であるため、直接漁船や関係機関に提供することは困難であるが、水産庁としては、引き続き、関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう、政府全体として適切に対応してまいりたい。 継続 【海上保安庁】 海上保安庁では、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備にあたり、中国海警船への対応にあたっては、相手勢力を上回る巡視船で対応するなど、万全の領海警備体制を確保し、中国海警船が日本漁船へ近づこうとする場合には、日本漁船の周囲に巡視船を配備し、漁船の安全を確保することとしております。 また、関係省庁と緊密に連携しながら外国船舶の情報収集等を行い、尖閣諸島周辺を含む我が国周辺海域において漁業者の皆様方の安全を確保するための対策を状況に応じて適切に行ってまいります。 継続																																																
3(3)	(3) 外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止 外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、<u>台風接近時など船舶に切迫した危険があった場合</u>など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。 継続 【水産庁】 1 外国漁船等の我が国の港への避泊にあつては、台風の接近等、荒天又は異常な気象など船舶に急迫した危険がある場合や急病人の発生など人命の安全を確保する必要がある場合等、やむを得ない緊急の場合にのみ、農林水産大臣の寄港の許可が不要となるものであり、それ以外の場合には、寄港許可が必要である旨、強く指導してきたところである。 継続																																																

		2 なお、外国漁船に対し、やむを得ず緊急避泊を行わざるを得ない場合には、必ず事前通報を行うよう引き続き指導するとともに、廃棄物の投棄や敷設漁具の損傷等が発生することがないように、外国漁船に対し、基本的ルールの遵守についても要請してまいりたい。 3 また、緊急避泊する外国漁船による漁具被害の軽減・防止等を図るため、監視活動の実施、漁具標識の整備等の支援を行っているところである。 【海上保安庁】 海上保安庁では、海上荒天等を理由に我が国の領海又は内水に入域する外国船舶に対して、<u>船体や</u>周囲の状況等も総合的に勘案しつつ、緊急入域の要件に該当するかどうかしっかりと確認を行っております。 そのうえで、緊急入域する外国船舶に対しては、事前に錨地に適した海域等必要な情報を提供するとともに、入域場所が<u>付近</u>船舶の航行に支障がある際や、設置されている漁具に被害を及ぼすおそれがある等適切でない場合は、他の水域に移動するよう指導しております。 また、緊急入域の要件が消滅した場合には、直ちに領海外に出域するよう指導を行っております。 引き続き、外国船舶に対し秩序ある緊急入域について指導を行うとともに、入域海域の秩序維持を図ってまいります。
3(4)	(4) 北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保 北朝鮮のミサイル発射については、令和5年6月に、ベにずわいかにかご漁業者の操業する海域付近に落下する事案が発生し、一歩間違えば大惨事となっていた可能性がある。 このため、外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。 また、警戒監視、情報収集を継続し、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供するとともに、VMSの位置情報を活用した情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の強化を図り、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。 万が一、自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。	【水産庁】 1 北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、関連する安保理決議に違反し、国民の安全に関わる重大な問題であり、政府として、引き続き、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げていくとともに、米国及び韓国を始めとする国際社会とも協力しながら、関連する安保理決議の完全な履行を進め、北朝鮮の核・ミサイル計画の完全な廃棄を求めていく考えである。 2 北朝鮮から弾道ミサイルが発射された場合は、内閣官房から送付される発射情報を水産庁から直ちに漁業無線局や都道府県等へ自動転送し、漁業無線局では自動的に音声に変換し漁業無線で漁船へ伝達するシステムを導入しており、さらに水産庁から漁業無線局や都道府県を通じて漁船の安全を確認する作業も行っている。 3 水産庁としては、引き続き漁業者の安全確保に万全を期するため、関係省庁と連携して、迅速な安全情報の提供に努めてまいりたい。 その上で、万が一、海上において被害が生じた場合には、巡視船艇等による救助をはじめ、政府一体となって、救命・救助等に全力で取り組むことになる。 【外務省】 北朝鮮による度重なる弾道ミサイル等の発射は、関連する安保理決議に違反するとともに、日本のみならず、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。 特に付近を航行する船舶や航空機の安全確保の観点からも極めて問題であり、漁業関係者の安全に対する懸念についても理解。 北朝鮮による弾道ミサイル等発射に際しては、その度ごとに北朝鮮側に対して厳重に抗議している。 引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、関連する国連安保理決議の完全な履行に向けた取組を進めていくとともに、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、漁業関係者を含め、国民の安全・安心の確保に万全を期していく考え。

4	4 投棄漁具等による被害の救済 韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するサンゴ網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。 <u>また、海底清掃の実施後も回収しきれないサンゴ網については、除去技術の開発を進め、回収に努めること。</u> 継続	【水産庁】 1 平成 25 年度補正予算において、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援するための基金を設置し、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業による支援を実施しているところであり、令和7年度補正予算により 27 億円を積み増したところである。また、沖縄漁業基金事業についても、同様の支援が可能となっており、令和7年度補正予算により 22 億円を積み増したところである。 内容変更 2 今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額の確保を含め、影響緩和に努めてまいりたい。 継続
---	---	--

VII 海洋性レジャーとの調整等について

R8 年度提案趣旨	
海面は、漁業だけでなく遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーにも利用されています。特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁では、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されています。 このため、遊漁者に対しては、漁業制度や遊漁マナーに関する啓発を徹底するとともに、遊漁による資源利用実態把握と、遊漁者も適切な資源管理に参加する体制整備が求められています。 また、プレジャーボート等については、安全運行確保と漁具被害防止の観点から、利用者に対する保険加入の義務付けや物損被害への補償の充実、利用者の把握のための組織化が必要です。 操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長 3m 未満、出力 1.5kW 未満、プロペラ回転緊急停止機構あり）については、耐航性や視認性の低さを認識しないまま、沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港周辺での遊漁等が行われ、海難事故が発生していることから、操縦免許の義務化など新たな規制の創設も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策が必要です。 さらに、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ、水上スキー等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船による海難事故が頻発している状況にあります。 つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次のとおり要望いたします。	
R8 年度提案	回答、状況等
1(1) 1 遊漁と漁業の調整 (1) 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施 ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルを未然に防止するため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が、当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と連携し、イベントの実施や小型船舶操縦免許講習及び更新講習、マスメディア等を活用した積極的な広報を行うこと。 イ 遊漁者によるゴミの投棄に対する罰則の強化やガイドラインの策定など、環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。 ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組みとして、スマートフォンをかざすことで海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）が確認できるアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。	【水産庁】 1 遊漁のルールやマナーを広く国民に周知するため、水産庁ではHPに「遊漁の部屋」を設けるほか、釣りを含めた遊漁に関するルールの周知、マナーの向上を目指してパンフレットを作成し、釣りの各種イベントや遊漁団体が行う講習会で配布するなど、直接、普及・啓発を行うとともに、遊漁団体や釣りメディア等を通じて呼びかけを行っているところである。 小型船舶操縦免許の講習については国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 2 また、遊漁者と漁業者のトラブルを防止する取り組み事例の一つとして、静岡県西伊豆町では、「海釣りGO!」というアプリで漁港内釣り場の管理を行っており、その中でルールの周知を行っているような事例もあることは承知している。 3 引き続き、遊漁船業法に基づく協議会の活用を推進するとともに、遊漁団体、釣りメディア等と連携して遊漁のルールやマナーについて効果的な広報ができるよう、努めてまいりたい。
1(2) (2) スピアフィッシングに対する規制強化 漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、各地域のルール順守や安全教育、資源管理意識の醸成などの指導・普及啓発を強化すること。	【水産庁】 1 ヤス等を用いて目的物を突き刺して採捕するスピアフィッシングについては、各都道府県で定めている漁業調整規則において、遊漁者等が使用できる漁具・漁法については制限が課されている。 2 スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取扱いや規制のあり方については、漁業調整規則を所管する各都道府県に相談されたい。また、漁場の使用に関する紛争の防止等の観点から海面利用協議会や委員会指示の活用も可能であるところ、各都道府県の実態に即した対応を検討されたい。 3 なお、水産庁においては、遊漁者からの問い合わせに対応するとともに、HPに「遊漁の部屋」を設けているほか、都道府県の関係法令の遵守等に関する「遊漁のルールとマナー」のパンフレットを作成し、イベント等において配布しているところであり、遊漁団体等とも連携し、釣り教室などにおいて遊漁者への指導や普及啓発に努めているところである。

1(3)	(3) 遊漁者の資源利用の実態把握 国の責任において、<u>海岸域の遊漁者のほか</u>、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、<u>マダイやサケなど</u>漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化し、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。 内容変更	【水産庁】 1 遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、プレジャーボートを利用する遊漁者を含む全ての遊漁者に対して、令和3年6月以降、大型魚の採捕報告を義務付けたほか、令和8年4月から遊漁者や遊漁船・プレジャーボートに対する届出制を導入し、<u>実態把握を進めているところである。</u> 内容変更 2 クロマグロ以外の魚種については、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化など、遊漁者が資源管理に取り組みやすい環境の整備に努めている。 継続 3 漁業におけるTAC管理導入の進展等に応じ、漁業者からは遊漁による<u>マダイやサケなどの</u>採捕量把握や管理強化が強く求められているところであり、関係者と連携しつつ、採捕量等の情報収集・推計に取り組んでいく必要があると認識している。 継続 4 また、遊漁船業法における協議会の仕組みを利用し、地域における遊漁の資源管理に対するルールづくり等を促すとともに、業務主任者に対し、利用者に採捕報告を促すよう協力を求めているところである。 継続 5 なお、遊漁船業と漁業の兼業率は7割程度であることに加え、漁協の中には遊漁船部会が設置されている場合があると認識している。このような既存組織や前述の遊漁船業に関する協議会なども活用して資源管理の重要性や遊漁採捕量把握の必要性、資源の持続的利用のためのルールなどについて意見交換・情報共有を行っていく必要があると考えており、引き続き、都道府県や関係団体と連携して検討していきたい。 継続
1(4)	(4) 遊漁者が資源管理に参加する体制整備 漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。 漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化を<u>進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参加させる</u>法制度や体制を整備し、全国的な資源管理のルール導入を図ること。 <u>また</u>、都道府県域を<u>越えて</u>活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の<u>遊漁管理制度の整備</u>を検討すること。 継続	【水産庁】 1 遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化については、毎年、都道府県遊漁・海面利用業務担当者に対して調査を実施し、実態を把握するとともに、都道府県に対して組織化を促しているところである。 継続 2 また、遊漁船業法における協議会制度については、都道府県知事が当該都道府県の区域内の遊漁船業者、漁業者、漁協等を構成員として組織することができ、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないこととされている。これを有効に活用し、地域の実情に応じた水産資源の管理や理解醸成について努めていただきたい。 継続
2(1)	2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止 (1) プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化 プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害等を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。 法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の<u>補償内容</u>を充実させること。 <u>また</u>、義務化が実現するまでの間は、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。 継続	【水産庁】 1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省に<u>ご相談いただきたい。</u> 継続 2 なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険事業として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。 継続 3 この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。 継続 4 また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していく<u>と聞いている。</u> 継続

		【国土交通省海事局】 令和6 年末の保有台数が約 8,300 万台、事故発生件数が約 29 万件の自動車等においては、法律に基づき保険への加入が義務付けられていますが、その補償対象は運転によって人の生命又は身体が害された場合における対人賠償を補償するのみです。 他方、令和6 年末のプレジャーボートの保有隻数は約 20 万隻、海難事故は833件であるところ、年間の事故件数や、自賠責制度の補償の範囲を踏まえると、漁業被害を想定した対物賠償や休漁補償を含む保険加入義務付けの法制化は困難と考えられます。 なお、プレジャーボートには対人賠償、対物賠償、捜索救助費用等が補償内容となっている任意保険があり、これに加入することによって、漁業被害を含む補償を担保することが可能です。 人的・物的被害者保護の観点、マリンレジャーの健全な発展の観点から、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識しており、国土交通省では関連団体を通じ、販売店に対してプレジャーボート購入者へ保険制度の周知を行うよう指導しております。 今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取り組んでまいります。 継続
2(2)	(2) 利用者の組織化によるマナーの周知徹底 法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボートや水上オートバイ等の利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。 また、特に無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイ等については、安全確保の観点から、利用者に対し継続的な研修受講を義務付けるなど、必要な対策を講じること。 継続	【水産庁】 1 プレジャーボートや水上オートバイ等の運航に係る安全性の確保については、国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 継続 2 プレジャーボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。 継続 3 また、放置艇対策においては、令和6年3月に、水産庁及び国土交通省において「三水域(港湾・河川・漁港)におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」を公表したところ、具体的な対策として、 ① 係留・保管能力の向上 ② 効果的な規制措置の実施 ③ 水域管理者等による監督の推進 ④ 放置艇の新規発生を防ぐ予防的措置の実施 ⑤ 広域的な対策の推進 を示しているところである。 水産庁としては、今後とも、放置艇対策の方向性を踏まえ放置艇に係留・保管するための収容施設の整備や既存施設の有効活用等により、放置艇対策を推進してまいりたい。 継続

		【国土交通省海事局】 小型船舶操縦士免許の取得又は更新に際しては、教本や視聴覚教材を用いて、関係法令や規則等を習得させるための教育を行っております。 また、小型船舶操縦者の遵守事項について、関係省庁等と協力して、全国各地のマリーナ等を巡回して違反の取締りを行うとともに、各地で開催されるボートショーなどにおいてリーフレットの配布等による周知啓発に取り組んでおります。 加えて、毎年4月から8月に関係省庁・団体と連携して実施している「小型船舶に対する安全キャンペーン」において、発航前検査の実施や船外機の適切な点検・整備を促すリーフレットを使用して啓発に努めるなど、プレジャーボートの安全確保に向けた取組を行っております。 なお、ミニボートユーザーに対しては、ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者が販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封し、海上交通ルールの順守等を周知しており、国土交通省としても、HP に「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」のパンフレット及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、各地で開催されるボートショーなどボートユーザーが多く集まるイベント等において安全啓発を実施しているところです。 国土交通省としましては、これらの活動を通じて、小型船舶操縦士のマナー向上を図り、漁業関係者とプレジャーボート利用者の共生に引き続き努めて参ります。 継続 小型船舶操縦免許証には5 年間の有効期間が設定されており、その更新の際に、関係法令や規則に関する最新の知識等について更新講習を受講させることにより、これらの知識等を継続的に習得させています。これに加え、小型船舶操縦者の遵守事項に違反した者に対しては、違反点数を付与するとともに、安全意識の徹底のための再教育も実施しております。 また、毎年4月から8月に関係省庁・団体と連携して実施している「小型船舶に対する安全キャンペーン」において、水上オートバイに乗る際に遵守すべき事項や船舶番号の適正な表示を促すリーフレットを使用して啓発に努めるなど、一層の安全確保に向けた取組を行っております。 さらに、水上オートバイについては、メーカー直営販売店などで組織化された全国 NPO 法人パーソナルウォータークラフト安全協会（PWSA）において、ユーザーに対して安全に係る周知啓発活動を実施しており、国土交通省もその活動を促進しているところです。 また、国土交通省においては、ボートユーザーが多く集まる全国のボートショーなどのイベント等において、安全啓発に係る周知活動を実施しているところであります。 国土交通省としましては、これらの取組を通じて、水上オートバイの操縦者に対する周知啓発に努めてまいります。 継続
3(1)	3 ミニボート等による危険行為の防止 (1) <u>操縦免許義務化等による安全対策の強化</u> 海面利用者相互の安全を確保するため、<u>推進機を有するミニボートについては、操縦免許の取得を義務化すること。</u> <u>併せて、ミニボート等による夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限強化、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むこと。</u> <u>また、衝突事故防止の観点から、目印となる旗やレーダー反射板、ポール等の設置を義務化すること。</u> <u>これら安全対策の制度化に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が連携して対応すること。</u> 内容変更	【水産庁】 1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 継続 2 ミニボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報や船舶の安全を所管する国土交通省が「ミニボートの安全対策の実施」を定めている交通安全業務計画を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。 継続 3 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 継続

		【参考】 <u>令和8年度国土交通省交通安全業務計画は、交通安全対策基本法の規定により、内閣府が作成した第12次交通安全基本計画(令和8年3月中央交通安全対策会議決定)に基づき、令和8年度において、国土交通省が交通の安全に関し講ずべき施策等について、定めたものである。</u> 第2部 海上交通の安全に関する施策 第4節 小型船舶の安全対策の充実 2 プレジャーボートの安全対策の推進 (2)ミニボートの安全対策の実施 ミニボート※の安全安心な利用を推進するため、国土交通省ホームページにおいてユーザー向け安全マニュアル及び動画を公開しているところ、海事関係イベントにおける展示、関連団体等による安全講習会における使用及びミニボート販売時における同梱等の形で同マニュアル等が活用されるよう呼びかけていくなど、ミニボートユーザーに対し、海上・水上のルールやマナー等の周知啓発を図る。 ※ミニボート 長さ3m未満、機関出力 1.5kW 未満で、検査・免許が不要なボート 【国土交通省海事局】 ミニボート(長さ 3m 未満かつ機関出力 1.5kW 未満)は、低出力・低速で航行できる区域が限られることから、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要としておりますが、<u>安全安心な利用を促進するため次のような周知・啓発の取組を行っております。</u> 国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画を HP に掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っております。(当該マニュアルでは、3m 以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取付けを進めております。) また、関係団体は HP に、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施しております。(当該マニュアルでは、夜間や暗い未明に出航しないことや、他船に気付いてもらえるよう、ボートに目立つ旗を高く掲げておくことを推奨しております。) このような取組みを継続し、今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう、官民が連携し取り組んでまいります。 内容変更
3(2)	(2) 安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握 ミニボート等(SUPを含む)の販売に際しては、<u>操縦や安全に関する講習の受講を購入条件として義務付け、店頭販売のみならずインターネット販売においても適用されるよう、ボート製造・販売業界に対し強く指導すること。</u> <u>また、海難事故時には利用者不明となり救助活動に支障をきたすおそれがあることから、購入者の氏名や連絡先等を把握できる仕組みを早急に検討すること。</u> <u>さらに、円滑な救難活動の実施に資するよう、登録制度や組織化、検査制度など、所有者を把握できる実効性のある対策を講じること。</u> 継続	【水産庁】 1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 継続 2 ミニボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報や船舶の安全を所管する国土交通省が「ミニボートの安全対策の実施」を定めている交通安全業務計画を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。 継続 3 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 継続 【参考】海難の現況と対策について(海上保安庁) <u>令和7年のミニボートの事故隻数は98(96)隻。船舶事故隻数は2隻増加。(※()内は令和6年)</u>

		【国土交通省海事局】 ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通ルールの遵守、海難事故予防などについて周知しています。 しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関と連携し、誰でも参加できるミニボート講習会を案内しています。 国土交通省においても、HP に掲載している「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」において、ミニボートに連絡先を記載しておくことを推奨し、万が一流出した場合に海上保安庁へ連絡することを案内しています。引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参ります。 削除 及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、 国土交通省では、救難活動に支障を及ぼすことがないよう、海上交通のルールやミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用して頂くため、業界団体と連携し、安全啓発活動に取り組んでいます。 なお、国による船舶の登録制度については、売買時のトラブルの防止や信用販売の円滑化等を図るほか、放置艇の適正な保管場所への誘導や不法投棄の未然防止のために実施しているものですが、財産価値が低いこと等の理由から、小型で小馬力の船舶などは、対象外としています。 また、ミニボートは、構造・設備について比較的簡易であるため、全体の海難事故に占める割合は小さく、航行できる水域が限られていることから、被害規模が限定的であり、船舶検査の対象とする必要性は低いと考えています。 いずれにせよ、ミニボートの海難事故の減少に向け引き続き実効性のある対策を検討実施していきたいと考えています。 削除 漂流しているミニボートの利用者を特定するために、国土交通省では、HP に掲載している「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」において、ミニボートに連絡先を記載しておくことを推奨し、万が一流出した場合に海上保安庁へ連絡することを案内しています。 内容変更
3(3)	(3) ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化 ミニボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務付けること。 法制化に当たっては、対人のみならず、休漁や漁具等の物損被害の補償を充実させること。 また、義務化が実現されるまでは、任意保険への加入促進に向け、より実効性のある取組みを強化すること。 さらに、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。 継続	【水産庁】 1 ミニボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にご相談いただきたい。 継続 2 日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険は、漁港等に保管又は係留されている5トン未満のプレジャーボートが対象であり、スポーツやレクリエーション用のミニボートも当該責任保険の対象になっている。 継続 3 船底が FRP 成型されている推進器付きゴムボートについては、漁船等と衝突した場合に漁船等の被害が大きならないため、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象としていないと聞いている。 内容変更

		削除 4 プレジャーボート責任保険は、漁船保険事業の実施に支障のない範囲において、日本漁船保険組合が行う任意保険事業であるため、ご要望にある保険加入対象の拡大については、日本漁船保険組合にお伝えしたい。 【国土交通省海事局】 ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現行のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えております。 また、ミニボートの利用者に対しては、プレジャーボート保険への加入を促すことを含めて安全啓発を行っている（パンフレットの配布等）ところ、今後も保険への加入率向上に向けて取り組んでまいります。 なお、プレジャーボート保険については、様々な損害保険会社等が提供しているところ、「船底がF R P 成型されていない推進器付きゴムボート」を対象としているかは保険商品により異なるため、各保険会社にお尋ねいただければと思います。 継続
--	--	---

令和 9 年度 全国海区漁業調整委員会連合会 中央要望提案について

令和 8 年 9 月 1 6 日（水）

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

1 全国海区漁業調整委員会連合会の概要

全国海区漁業調整委員会連合会（以下「全漁調連」という）は、昭和 4 0 年に発足し、全国 4 0 都道府県の 7 2 海区漁業調整委員会で構成され、漁業法の目的である「水産資源の持続的な利用」及び「水面の総合的な利用」を図り、水産業の再生・発展の一翼を担うため組織されている任意団体。

全漁調連は、東日本、日本海、西日本、九州の 4 ブロックに分かれ、本県は東日本ブロックに所属。ブロック会議では各ブロックの特性を踏まえて、次年度の中央要望事項等を審議（その後、4 ブロックの意見を調整し、要望活動を実施）。

今年度の東日本ブロック会議は北海道で開催（構成道都県で持ち回り）。

〔ブロック構成〕

東日本＝ 1 2 都道府県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重）

日本海＝ 1 2 府県（青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根、山口）

西日本＝ 1 1 府県（滋賀、大阪、和歌山、兵庫、岡山、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛）

九 州＝ 8 県（福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、長崎、鹿児島、沖縄）

2 中央要望提案の流れ

（1）ブロック会議（各ブロックごとに開催）（秋期）

- ・海区漁業調整委員会が直面する諸課題について、その対策案を協議、検討
- ・海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築（要望活動結果報告、次年度に向けた要望事項）。

（2）会長・副会長会議、理事会（随時）

- ・各ブロック会議で議決された要望内容の取扱い等について協議・意見交換。
- ・総会に提出する協議事項、事業計画書案、総会の運営等について協議。

（3）通常総会（翌年 5 月）

- ・事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択。

（4）漁業調整活動対策等（中央要望活動）（例年 7 月）

- ・各海区より提案があった事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望。

水産物の放射性物質検査の結果について

霞ヶ浦北浦水産事務所
(R8. 9. 10現在)

品目名		採取 水域	令和8年度検査結果 (採取日, Bq/kg)			令和7年度検査結果 (採取日, Bq/kg)		
			検体数	採取日	Cs合計値	検体数	採取日	Cs合計値
天 然	アメリカナマズ	西浦	2	7/10, 7/29	12, 12	2	7/2, 8/18	6.7, 13
		北浦				1	7/1	9.5
	ワカサギ	西浦	1	7/1	5.7	1	7/2	N.D
		北浦	1	6/24	N.D			
	シラウオ	西浦	2	7/1	N.D	1	7/2	N.D
		北浦	1	6/24	N.D	1	6/27	N.D
	テナガエビ	西浦	4	8/19	N.D-4.9	2	9/16	N.D
		北浦				2	10/9	N.D

注) N.D : 検出限界値未満
北浦 : 外浪逆浦を含む